

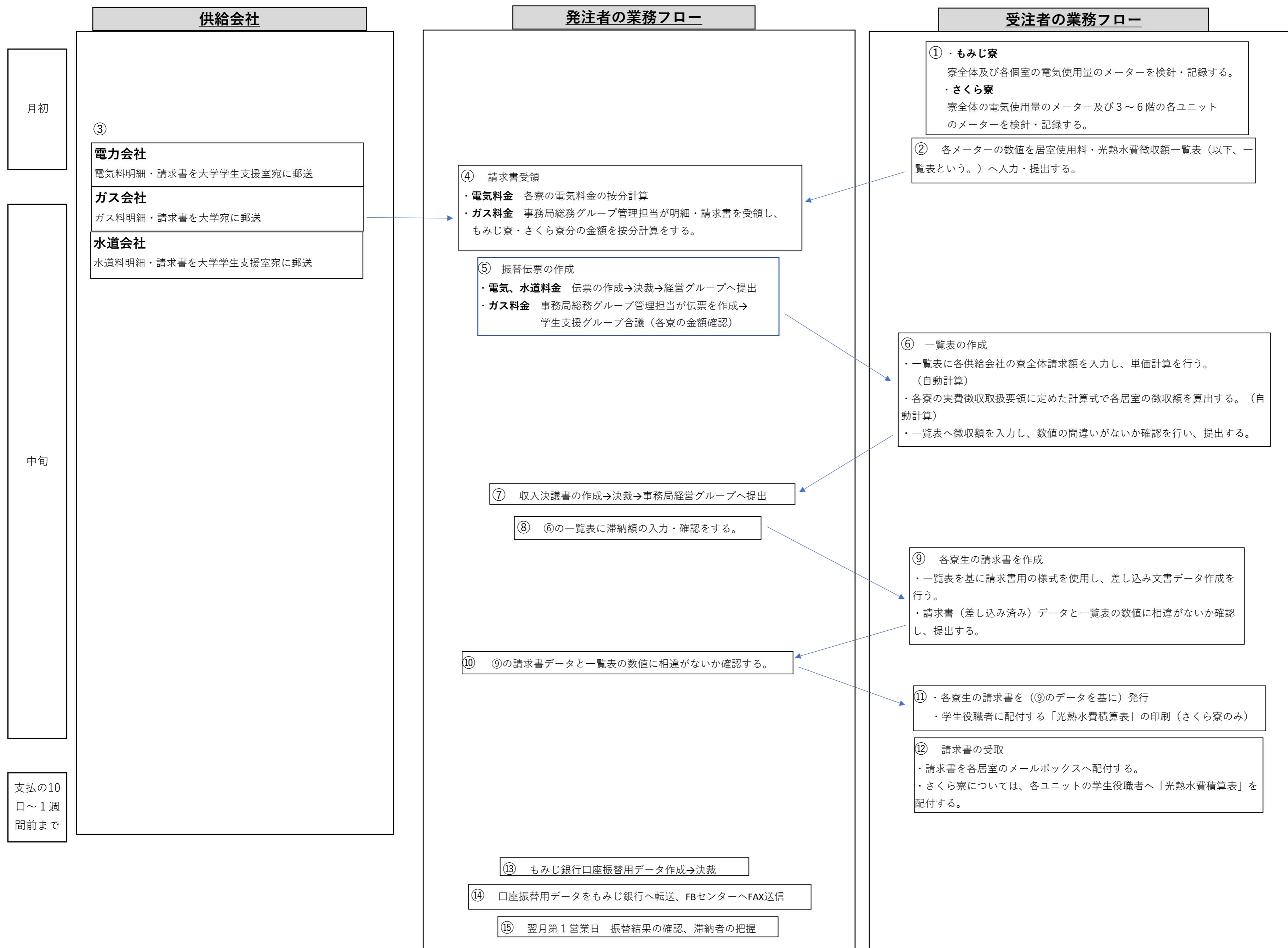
広島市立大学学生寮管理業務（施設管理業務一覧表）【仕様書6－(3)－オ】

別紙1

| | 業務名 | 業務内容 | 法定点検 | 実施頻度 | 備考 |
|----|-------------------|---|------|---|---|
| 1 | 清掃業務 | 日常清掃（寮内の廊下、階段、便所等の床等清掃、衛生器具清掃、衛生消耗品の取替・交換等） | | 1~2回/日 | |
| | | 定期清掃 ①寮内の廊下、階段、便所等の床等清掃（洗浄、ワックス） ②空調換気扇清掃 ③外窓ガラス清掃 | | ①1回（3月）/年 ②1回（3月）/年 ③1回（3月）/年 | ①学生寮「もみじ」、国際学生寮「さくら」 ②学生寮「もみじ」（46基）、国際学生寮「さくら」（121基） ③学生寮「もみじ」（245.8m ³ ）、国際学生寮「さくら」（276.2m ³ ） |
| | | 定期清掃（屋外のゴミ集積場及び寮周辺（駐輪・駐車場合む）） | | 1回/月 | |
| | | 定期清掃（学生寮「もみじ」：男・女浴槽） | | 3回/月 | 湯抜き時に実施 |
| 2 | 自家用電気工作物保安管理業務 | 電気工作物の工事・維持及び運用に関する保安の監督及び施設の安全かつ良好な運転状況の保持 | ○ | 月次点検、年次点検、臨時点検、工事期間中の点検、問診、絶縁監視装置の維持管理（設置する場合のみ） | 設備容量：470 kVA 受電電圧 6,600V 1基 |
| 3 | 除草等及び樹木剪定業務 | 周辺樹木等の除草等、剪定 | | 除草等：2回（6~7,9~10月）/年、剪定：1回/年 | |
| 4 | エレベーター設備保守点検業務 | エレベーターの保守点検（国際学生寮「さくら」） | ○ | 1回以上/年 | フルメンテナンス契約 日本オーチス・エレベーター製 標準型エレベーター 56NU4360 (600Kg,9名) 1台 |
| 5 | 化学マット交換業務 | 化学マットの交換（国際学生寮「さくら」） | | 2回/月 | 3枚（約150cm×約250cm1枚、約90cm×約150cm2枚（うち1枚は屋外仕様））薬品加工した防塵マット、防炎機能付き（屋外仕様以外）、グレー系、ゴムベース付き |
| 6 | 自動ドア設備保守点検業務 | 自動ドアの保守点検（学生寮「もみじ」、国際学生寮「さくら」正面入り口各1台） | | 4回（6,9,12,3月）/年 | 学生寮「もみじ」：DS-60型引分エンジン（ナブテスコ製） 1台 国際学生寮「さくら」：エンジン装置機種M440、コントローラー SMD200 (三和シャッター工業製) 2台 |
| 7 | 浴室ボイラー・ろ過装置保守点検業務 | 浴槽ろ過装置とボイラーの保守点検 (学生寮「もみじ」：男・女浴槽) | ○ | 保守点検 3回/年 薬液注入口及びコック清掃 2回/年 薬液注入口及びコック新品取替 1回/年 次亜塩素酸ナトリウム溶液の補充 4回/年 | 浴槽ろ過装置（昭和鉄工製） SBFD(M)-62 2台 ボイラー（昭和鉄工製） CVS-2702GTWC型 1台 |
| 8 | 地下ピット内地下水くみ上げ業務 | 地下ピット内地下水くみ上げ（学生寮「もみじ」） | | 1回/年 | 浴室地下ピットからのくみ上げ (399.51m ³ ×1.55H : 点検口男女浴室2か所) |
| 9 | 高架水槽清掃業務 | 高架水槽の清掃及び検査、消毒（学生寮「もみじ」） | | 1回/年 | 高架水槽1.43m ³ |
| 10 | ハウスクリーニング業務 | 寮生退去後のハウスクリーニング（（学生寮「もみじ」、国際学生寮「さくら」正面入り口各1台）） | | 2回以上（9月、3月）/年 | 学生寮もみじ：最大43室、国際学施療さくら：最大96室 |

※もみじ寮=学生寮もみじ
さくら寮=国際学生寮さくら

※各段階で作成した一覧表データを大学事務局
へ提出し、確認依頼すること。



広島市立大学学生寮管理業務（施設管理業務） 個別仕様書
(仕様書 6-(3)-才 関連)

目 次

| | |
|-------------------------|-------------|
| 1. 清掃業務 (2022年2月2日一部修正) | 1 ~ 19 ページ |
| 2. 自家用電気工作物保安業務 | 20 ~ 28 ページ |
| 3. 除草等及び樹木剪定業務 | 29 ~ 33 ページ |
| 4. エレベーター設備保守点検業務 | 34 ~ 41 ページ |
| 5. 化学マット交換業務 | 42 ページ |
| 6. 自動ドア設備保守点検業務 | 43 ~ 44 ページ |
| 7. 浴室ボイラー・ろ過装置保守点検業務 | 45 ~ 47 ページ |
| 8. 地下ピット内地下水くみ上げ業務 | 48 ~ 50 ページ |
| 9. 高架水槽清掃業務 | 51 ~ 52 ページ |
| 10. ハウスクリーニング業務 | 53 ~ 59 ページ |

仕 様 書

1 業務名

清掃業務（定期清掃）

2 目 的

本業務は、学生寮内の美化及び衛生環境を保つため実施するものである。

3 業務内容

- (1) 学生寮「もみじ」及び国際学生寮「さくら」内の廊下、階段、便所等の床等の清掃を年1回3月に行うものとする。（詳細は清掃場所等一覧表のとおり。）
- (2) 空調換気扇（学生寮「もみじ」：46基）（国際学生寮「さくら」：121基）の清掃を年1回3月に行うものとする。
(詳細は清掃場所等一覧表のとおり。)
- (3) 外窓ガラス（学生寮「もみじ」：総面積245.8m²、国際学生寮「さくら」：総面積276.2m²）の清掃を年1回3月に行うものとする。
(詳細は清掃場所等一覧表のとおり。)

4 業務実施上の留意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。
- (2) 受注者は、業務を行うに当たって、寮生活の支障とならないように実施すること。
- (3) 受注者は、作業中に修理を要する箇所を発見した場合は、発注者の指示を受けるものとする。

5 報告事項等

- (1) 受注者は、業務実施計画書を契約締結の日から10日以内に提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (2) 受注者は、業務実施報告書を業務完了後速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

6 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

別紙 清掃場所等一覧表
学生寮「もみじ」の清掃業務場所等一覧表

| 室名等 | 材質 | 面積(㎡) | 作業仕様 |
|-----------|----------|--------|-----------------------|
| 1階 | | | |
| エントランスホール | テラゾータイル | 34.6 | タイル洗浄 |
| ロビー | ビニール床タイル | 33.0 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 集会室 | ビニール床タイル | 63.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 廊下 | ビニール床タイル | 294.8 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 階段(全階) | ビニール床タイル | 145.2 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 便所女D | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所女C | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男B | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男A | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所身障者 | 磁器質タイル | 4.4 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 洗面所女D | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所女C | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男B | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男A | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗濯室女 | 磁器質タイル | 9.1 | タイル洗浄 |
| 洗濯室男 | 磁器質タイル | 9.1 | タイル洗浄 |
| 補食室女 | ビニールシート | 40.2 | 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 補食室男 | ビニールシート | 31.2 | 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 脱衣所女 | 複合フローリング | 15.6 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 浴室女 | 磁器質ユニタイル | 28.0 | タイル洗浄 |
| 脱衣所男 | 複合フローリング | 15.6 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 浴室男 | 磁器質ユニタイル | 28.0 | タイル洗浄 |
| シャワー室女 | 磁器質ユニタイル | 6.3 | タイル洗浄 |
| シャワー室男 | 磁器質ユニタイル | 10.7 | タイル洗浄 |
| 1階合計 | | 838.7 | |
| 2階 | | | |
| 廊下 | ビニール床タイル | 145.2 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 便所女D | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所女C | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男B | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男A | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 洗面所女D | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所女C | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男B | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男A | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 2階合計 | | 214.4 | |
| 3階 | | | |
| 廊下 | ビニール床タイル | 145.2 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 便所女D | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所女C | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男B | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 便所男A | 磁器質タイル | 10.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 洗面所女D | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所女C | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男B | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 洗面所男A | ビニール床タイル | 6.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 3階合計 | | 214.4 | |
| 1・2・3階合計 | | 1267.5 | |

別紙 清掃場所等一覧表

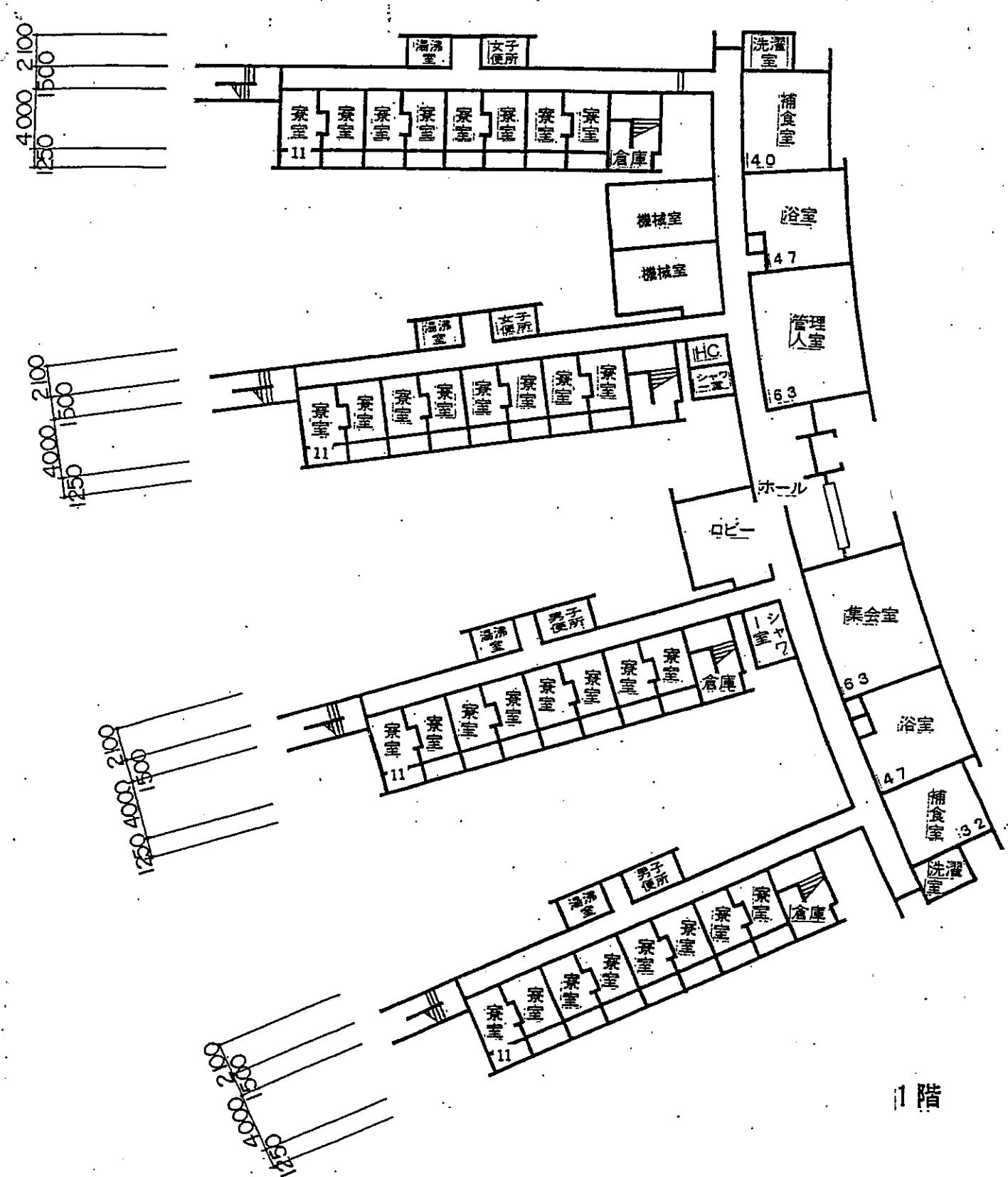
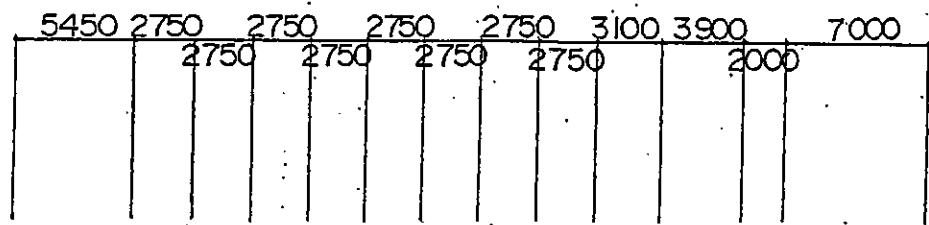
学生寮「もみじ」の窓清掃業務場所等一覧表

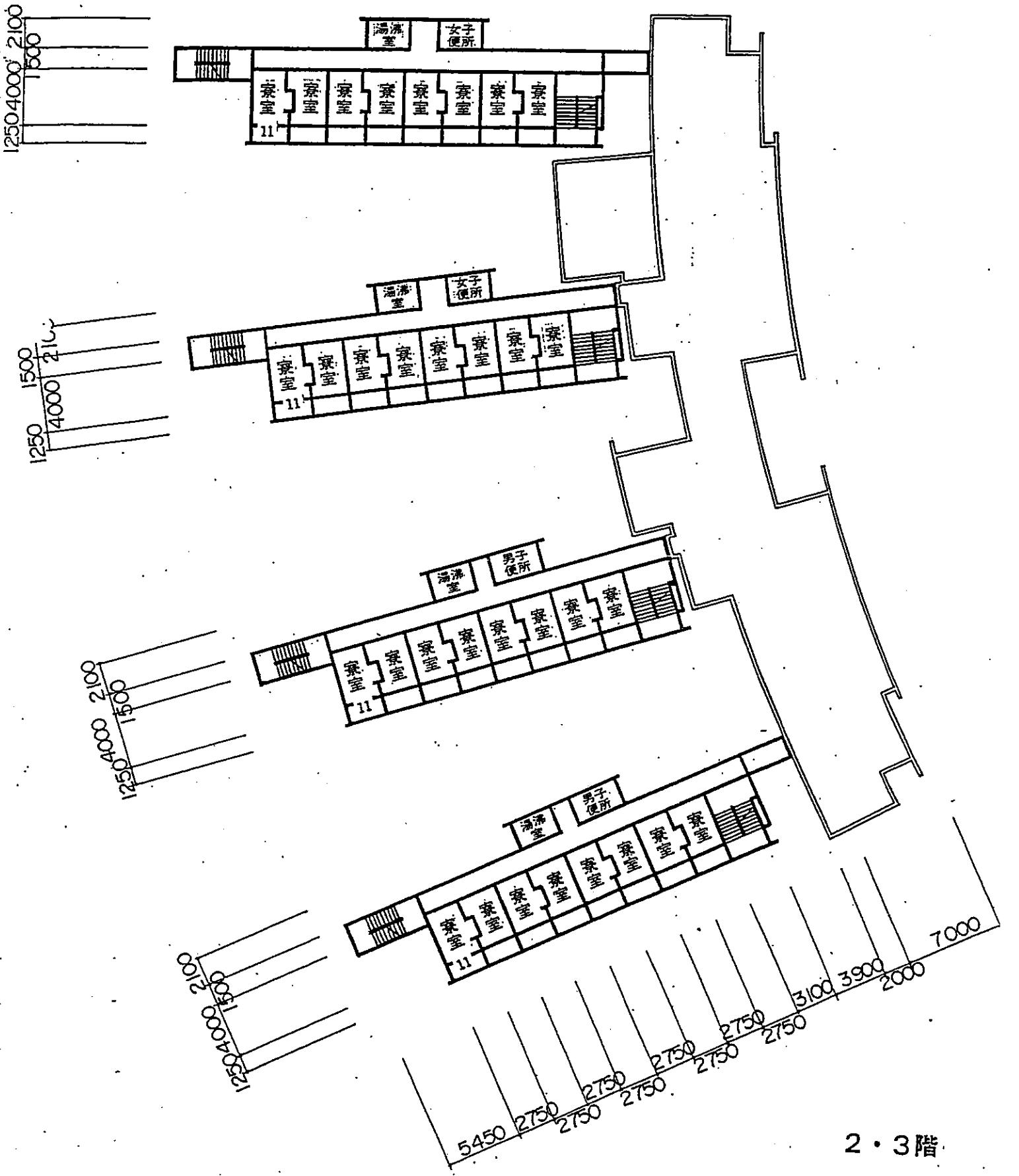
| 室名等 | 記号 | 仕様 | 面積(m ²) | 作業仕様 |
|----------------|------|-------------------|---------------------|--------------------------|
| 1階 | | | | |
| エントランスホール(通用口) | SSW1 | 片開扉 | 1.1 | |
| エントランスホール | SSW2 | FIX窓 | 2.5 | 1.26m ² ×2か所 |
| ロビー | AW12 | FIX付片開框扉(外倒し排煙窓付) | 13.5 | |
| ロビー | AW13 | FIX窓 | 1.3 | |
| 集会室 | AW4 | 引違い窓 | 8.8 | 2.94m ² ×3か所 |
| 廊下 | AW11 | 滑り出し窓 | 5.4 | 0.36m ² ×15か所 |
| 廊下(通用口) | SD3 | 両開扉 | 4.8 | 2.4m ² ×2か所 |
| 管理人室 | AW3 | 引違い窓 | 8.2 | 2.73m ² ×3か所 |
| A棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| A棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×5か所 |
| A棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| A棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| B棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| B棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×5か所 |
| B棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| B棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| C棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| C棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×5か所 |
| C棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| C棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| D棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| D棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×5か所 |
| D棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| D棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| 補食室 男 | AW6 | FIX窓付滑り出し窓 | 1.7 | |
| 補食室 男 | | 引違い窓 | 6.3 | 3.15m ² ×2か所 |
| 補食室 女 | AW6 | FIX窓付滑り出し窓 | 1.7 | |
| 補食室 女 | | 引違い窓 | 6.3 | 3.15m ² ×2か所 |
| 洗濯室 男 | AW7 | 滑り出し窓 | 0.6 | |
| 洗濯室 女 | AW7 | 滑り出し窓 | 0.6 | |
| 脱衣室 男 | AW7 | 滑り出し窓 | 0.6 | |
| 浴室 男 | AW7 | 滑り出し窓 | 1.3 | 0.64m ² ×2か所 |
| 浴室 男 | AW5 | 引違い窓 | 3.2 | |
| 脱衣室 女 | AW7 | 滑り出し窓 | 0.6 | |
| 浴室 女 | AW7 | 滑り出し窓 | 1.3 | 0.64m ² ×2か所 |
| 浴室 女 | AW5 | 引違い窓 | 3.2 | |
| 1階合計 | | | 128.2 | |
| 2階 | | | | |
| A棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| A棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×4か所 |
| A棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| A棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| B棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| B棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×4か所 |
| B棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| B棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| C棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| C棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×4か所 |
| C棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| C棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| D棟廊下・便所 | AW1 | ガラスブロック・滑り出し排煙窓 | 10.4 | 3.46m ² ×3か所 |
| D棟廊下・洗面所 | AW8 | 滑り出し窓 | 1.8 | 0.36m ² ×4か所 |
| D棟階段 | AW9 | ガラスブロック | 2.0 | |
| D棟屋外階段出入口 | SD2 | 片開扉 | 0.5 | |
| 2階合計 | | | 58.8 | |
| 3階 | | | | |
| 2階と同か所 | | | 58.8 | |
| 3階合計 | | | 58.8 | |
| 1・2・3階合計 | | | 245.8 | |

別紙 清掃場所等一覧表

学生寮「もみじ」の換気扇清掃業務場所等一覧表

| 室名等 | 記号 | 仕様 | 数量(個数) | 備考 |
|----------|------|-----------|--------|----|
| 1階 | | | | |
| ロビー | FE61 | 天井扇 | 2 | |
| 集会室 | FE61 | 天井扇 | 2 | |
| A棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| A棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| 身障者用便所 | FE29 | 天井扇 | 1 | |
| 洗濯室 男 | FE29 | 天井扇 | 1 | |
| 洗濯室 女 | FE29 | 天井扇 | 1 | |
| 補食室 男 | FE26 | レンジフードファン | 2 | |
| 補食室 女 | FE26 | レンジフードファン | 2 | |
| シャワー室 男 | FE28 | 天井扇 | 2 | |
| シャワー室 女 | FE28 | 天井扇 | 1 | |
| 脱衣所便所 男 | FE29 | 天井扇 | 1 | |
| 浴室 男 | FE27 | 天井扇 | 3 | |
| 脱衣所便所 女 | FE29 | 天井扇 | 1 | |
| 浴室 女 | FE27 | 天井扇 | 3 | |
| 1階合計 | | | 30 | |
| 2階 | | | | |
| A棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| A棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| 2階合計 | | | 8 | |
| 3階 | | | | |
| A棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| A棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| B棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| C棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟洗面所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| D棟便所 | FE30 | 天井扇 | 1 | |
| 3階合計 | | | 8 | |
| 1・2・3階合計 | | | 46 | |





2・3階

(3月清掃実施個所)

国際学生寮「さくら」の床等清掃業務場所等一覧表

| 室名等 | 材質 | 面積 (m ²) | 作業仕様 |
|-----------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 1階 | | | |
| エントランス・ロビー・風除室 | タイル | 123.8 | タイル洗浄 |
| 多目的室 | タイルカーペット | 216.5 | 掃き掃除 |
| 廊下 | ビニール床シート | 16.0 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 共用キッチン | ビニール床シート | 49.3 | 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| インターネット電話室 | ビニール床シート | 8.1 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 自動販売機エリア | ビニール床シート | 8.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 多目的便所 | ビニール床シート | 7.5 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 男子トイレ | ビニール床シート | 9.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| パウダーコーナー | ビニール床シート | 2.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 女子トイレ | ビニール床シート | 11.7 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 面会室 | タイルカーペット | 11.5 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 相談室 | タイルカーペット | 8.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 受付 | ビニール床シート | 8.9 | 表面洗浄ワックス掛け |
| メールボックス室 | タイル | 10.2 | タイル洗浄 |
| 屋内階段(1階) | 御影石 | 14.9 | 表面洗浄 |
| 屋内階段(2~5階) | ビニール床シート | 56.0 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 1階合計 | | 563.9 | |
| 2階 | | | |
| 教育機能室踏込 | ビニール床シート | 14.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 教育機能室 | 畳敷き | 29.4 | 掃き掃除 |
| 教員等宿泊室 | タイルカーペット | 22.1 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 教員等宿泊室トイレ・洗面・洗濯機置場 A | 構造用合板 | 5.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 教員等宿泊室トイレ・洗面・洗濯機置場 B | 構造用合板 | 5.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 短期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 41.2 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 相部屋室(2・3・5人) A | タイルカーペット | 48.3 | 掃き掃除 |
| 短期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 41.2 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 相部屋室(2・3・5人) B | タイルカーペット | 48.3 | 掃き掃除 |
| 短期滞在型ユニットラウンジトイレ・洗面 A | 構造用合板 | 4.4 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 短期滞在型ユニットラウンジトイレ・洗面 B | 構造用合板 | 4.4 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| ホール | ビニール床シート | 59.2 | 表面洗浄ワックス掛け |
| ランドリー | ビニール床シート | 20.5 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 共用シャワー A | 構造用合板 | 7.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 共用シャワー B | 構造用合板 | 7.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 2階合計 | | 282.9 | |
| 1~2階合計 | | 846.8 | |

(3月清掃実施個所)

国際学生寮「さくら」の床等清掃業務場所等一覧表

| 室名等 | 材質 | 面積(m ²) | 作業仕様 |
|------------------------|-------------------|---------------------|-------------------------------|
| 1階 | | | |
| エントランス・ロビー・風除室 | タイル | 123.8 | タイル洗浄 |
| 多目的室 | タイルカーペット | 216.5 | 掃き掃除 |
| 廊下 | ビニール床シート | 16.0 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 共用キッチン | ビニール床シート | 49.3 | 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| インターネット電話室 | ビニール床シート | 8.1 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 自動販売機エリア | ビニール床シート | 8.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 多目的便所 | ビニール床シート | 7.5 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 男子トイレ | ビニール床シート | 9.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| パウダーコーナー | ビニール床シート | 2.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 女子トイレ | ビニール床シート | 11.7 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 面会室 | タイルカーペット | 11.5 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 相談室 | タイルカーペット | 8.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 受付 | ビニール床シート | 8.9 | 表面洗浄ワックス掛け |
| メールボックス室 | タイル | 10.2 | タイル洗浄 |
| 屋内階段(1階) | 御影石 | 14.9 | 表面洗浄 |
| 屋内階段(2~5階) | ビニール床シート | 56.0 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 1階合計 | | 563.9 | |
| 2階 | | | |
| 教育機能室踏込 | ビニール床シート | 14.7 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 教育機能室 | 畳敷き | 29.4 | 掃き掃除 |
| 教員等宿泊室 | タイルカーペット | 22.1 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 教員等宿泊室トイレ・洗面・洗濯機置場 A | 構造用合板 | 5.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 教員等宿泊室トイレ・洗面・洗濯機置場 B | 構造用合板 | 5.9 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 短期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 41.2 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 相部屋室(2・3・5人) A | タイルカーペット | 48.3 | 掃き掃除 |
| 短期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 41.2 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 相部屋室(2・3・5人) B | タイルカーペット | 48.3 | 掃き掃除 |
| 短期滞在型ユニットラウンジトイレ・洗面 A | 構造用合板 | 4.4 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 短期滞在型ユニットラウンジトイレ・洗面 B | 構造用合板 | 4.4 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| ホール | ビニール床シート | 59.2 | 表面洗浄ワックス掛け |
| ランドリー | ビニール床シート | 20.5 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 共用シャワー A | 構造用合板 | 7.7 | タイル洗浄 |
| 共用シャワー B | 構造用合板 | 7.7 | タイル洗浄 |
| 2階合計 | | 282.9 | |
| 3階 | | | |
| ホール | ビニール床シート | 29.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| ゴミ集積スペース | カラーコンクリート | 6.1 | 表面洗浄 |
| 交流スペース | ビニール床シート | 14.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 長期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ C | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ D | タイルカーペット 構造用合板 | 40.5 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 A | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 B | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 C | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・シャワーD | 構造用合板 | 6.8 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 3階合計 | | 228.2 | |

| 室名等 | 材質 | 面積 (m ²) | 作業仕様 |
|------------------------|-------------------|-------------------------|-------------------------------|
| 4階 | | | |
| ホール | ビニール床シート | 29.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 交流スペース | ビニール床シート | 14.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 長期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ C | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ D | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 A | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 B | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 C | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 D | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 4階合計 | | 218.5 | |
| 5階 | | | |
| ホール | ビニール床シート | 29.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 交流スペース | ビニール床シート | 14.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 長期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ C | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ D | タイルカーペット 構造用合板 | 40.5 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 A | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 B | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 C | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・シャワーD | 構造用合板 | 6.8 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 5階合計 | | 222.1 | |
| 6階 | | | |
| ホール | ビニール床シート | 29.3 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 交流スペース | ビニール床シート | 14.4 | 表面洗浄ワックス掛け |
| 長期滞在型ユニットラウンジ A | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ B | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ C | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジ D | タイルカーペット 構造用合板 | 40.1 | 掃き掃除 表面洗浄ワックス掛け(流し台の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 A | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 B | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 C | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 長期滞在型ユニットラウンジトイレ・脱衣室 D | 構造用合板 | 3.6 | タイル洗浄(衛生陶器の清掃を含む) |
| 6階合計 | | 218.5 | |
| 1~6階合計 | | 1,734.1 | |

国際学生寮「さくら」の換気扇清掃業務場所等一覧表

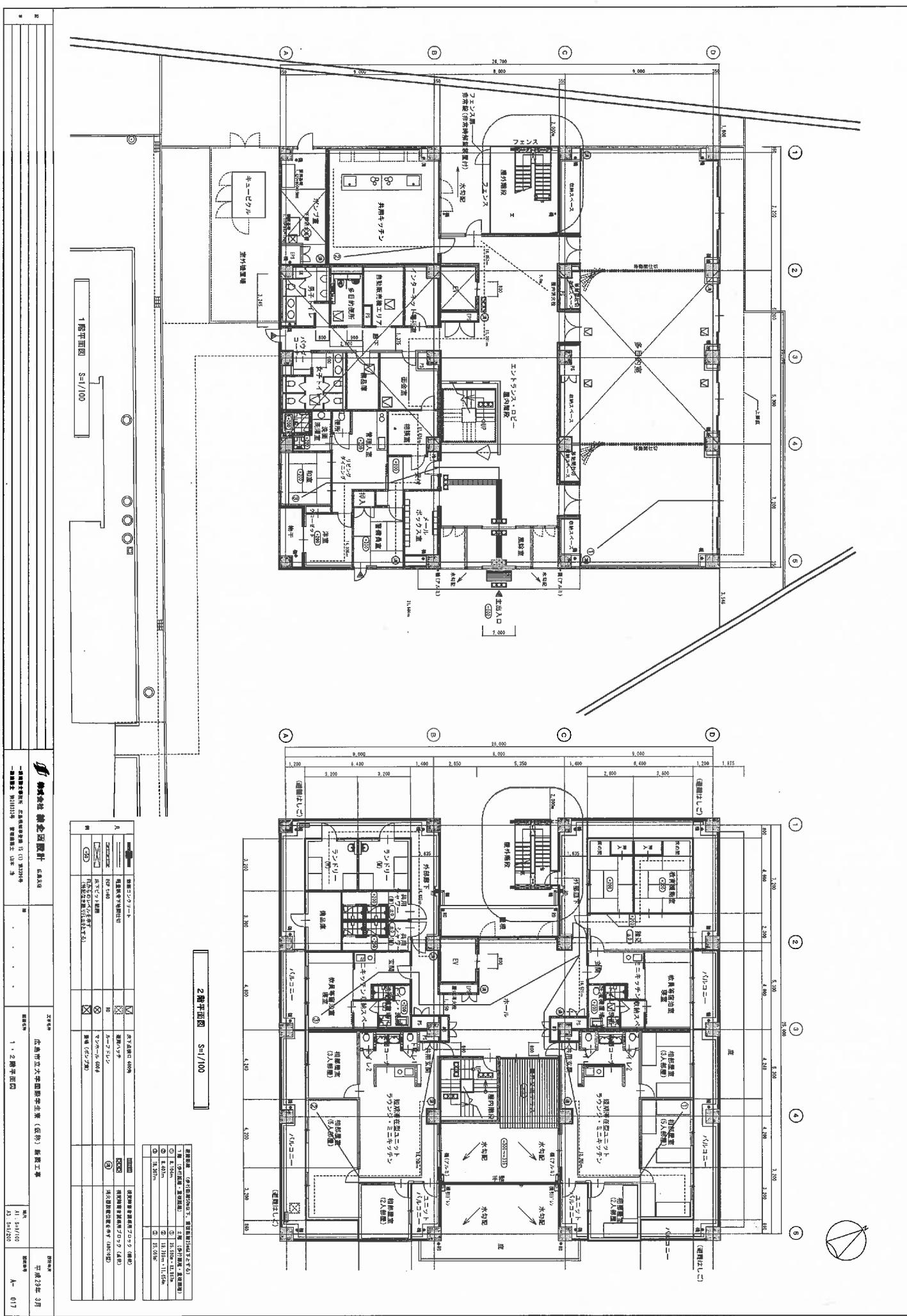
| 室名等 | 記号 | 仕様 | 数量 (個所) | 備考 |
|-------------------|---------|--------|------------|----|
| 1階 | | | | |
| エントランス・ロビー | FE6 | 天井換気扇 | 3 | |
| 男子トイレ | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 女子トイレ | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 多目的室トイレ | FE8 | 天井換気扇 | 1 | |
| メールボックス室 | FE8 | 天井換気扇 | 1 | |
| 自動販売機エリア | FE10 | 天井換気扇 | 1 | |
| 多目的室収納スペース | FE11・12 | 天井換気扇 | 3 | |
| 多目的室移動間仕切り収納スペース | FE12 | 天井換気扇 | 2 | |
| インターネット電話室 | FE11 | 天井換気扇 | 1 | |
| 面会室 | FE11 | 天井換気扇 | 1 | |
| 受付 | FE12 | 天井換気扇 | 1 | |
| 共用キッチン | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 相談室 | FE12 | 天井換気扇 | 1 | |
| 1階合計 | | | 18 | |
| 2階 | | | | |
| 教員等宿泊室ユニットシャワー | FE3 | 天井換気扇 | 2 | |
| 教育機能室(小) | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| ランドリー(男女) | FE7 | 天井換気扇 | 2 | |
| ホール | FE7 | 天井換気扇 | 2 | |
| 教育機能室(大) | FE7 | 天井換気扇 | 2 | |
| 短期滞在型ユニット 5人部屋 | FE9 | 天井換気扇 | 2 | |
| 教員等宿泊室 収納スペース | FE10 | 天井換気扇 | 1 | |
| 共用シャワー(男女) | FE11 | 天井換気扇 | 4 | |
| 短期滞在型ユニット 洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 2 | |
| 短期滞在型ユニット トイレ | FE12 | 天井換気扇 | 4 | |
| 備品庫 | FE13 | パイプファン | 1 | |
| 短期滞在型ユニット 2人部屋 | FE14 | パイプファン | 2 | |
| 短期滞在型ユニット 3人部屋 | FE14 | パイプファン | 2 | |
| 2階合計 | | | 27 | |
| 3階 | | | | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 1 | |
| 長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 3 | |
| ホール | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 交流スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| ゴミ集積スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 1 | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 2 | |
| 長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 3 | |
| 長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 6 | |
| 3階合計 | | | 19 | |
| 4階 | | | | |
| 長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 4 | |
| ホール | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 交流スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| ゴミ集積スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| 長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 4 | |
| 長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 8 | |
| 4階合計 | | | 19 | |

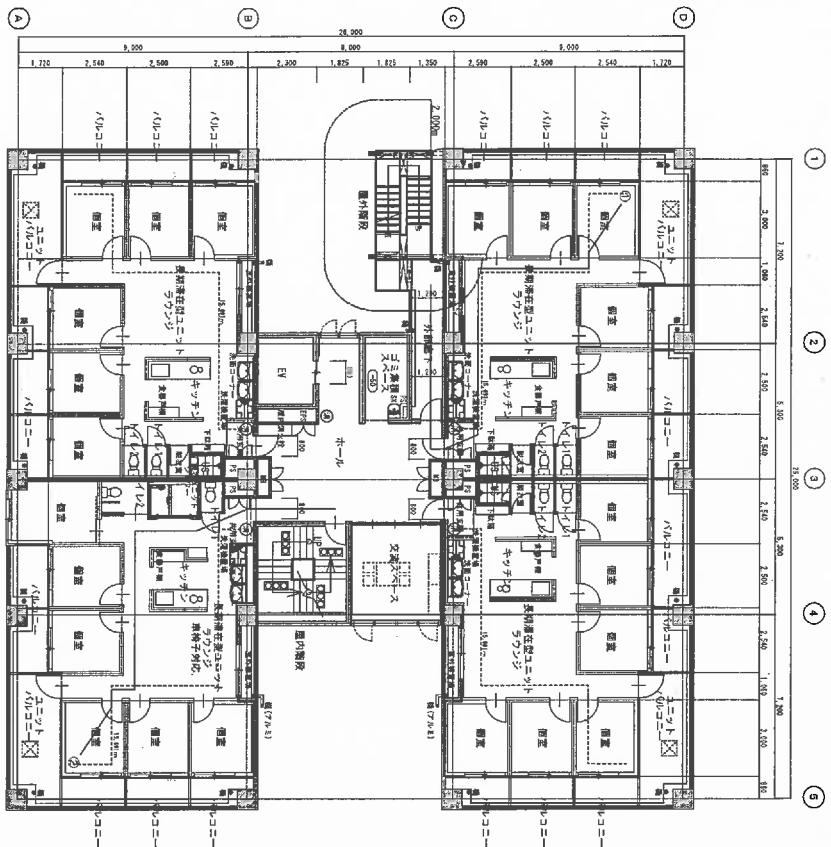
| 室名等 | 記号 | 仕様 | 数量 (個所) | 備考 |
|-------------------|------|-------|------------|----|
| 5階 | | | | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 1 | |
| 長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 3 | |
| ホール | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 交流スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| ゴミ集積スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 1 | |
| 車椅子対応長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 2 | |
| 長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 3 | |
| 長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 6 | |
| 5階合計 | | | 19 | |
| 6階 | | | | |
| 長期滞在型ユニット脱衣 | FE5 | 天井換気扇 | 4 | |
| ホール | FE6 | 天井換気扇 | 1 | |
| 交流スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| ゴミ集積スペース | FE9 | 天井換気扇 | 1 | |
| 長期滞在型ユニット洗面 | FE12 | 天井換気扇 | 4 | |
| 長期滞在型ユニットトイレ | FE12 | 天井換気扇 | 8 | |
| 6階合計 | | | 19 | |
| 1~6階合計 | | | 121 | |

(3月清掃実施箇所)

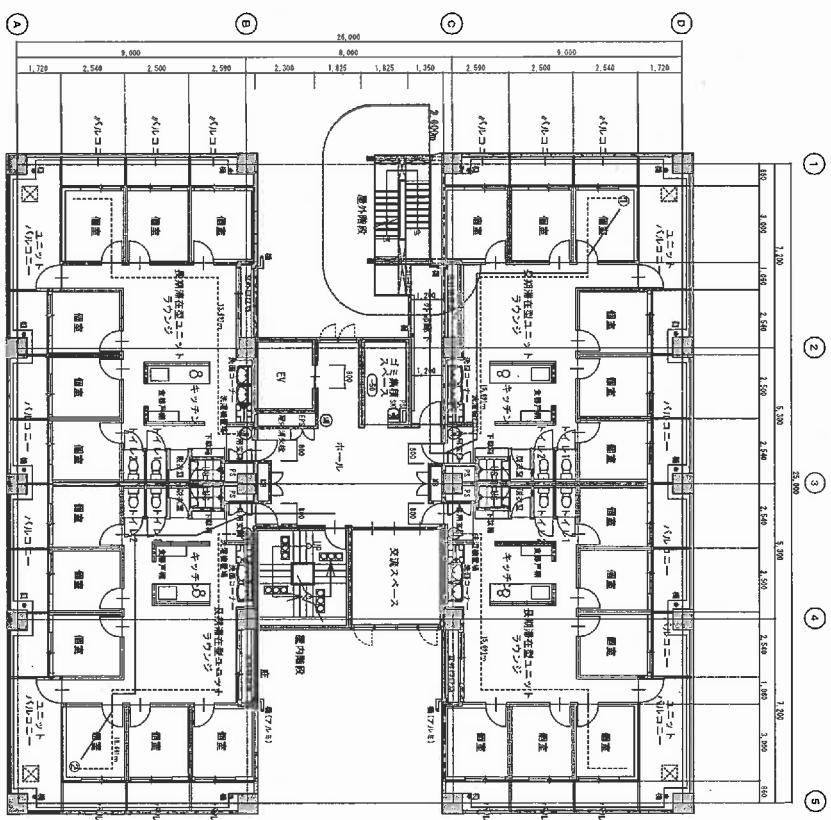
国際学生寮「さくら」の窓清掃業務場所等一覧表

| 室名等 | 記号 | 仕様 | 面積 m ² | 備考 |
|-------------------|------|-------------------|----------------------|-------------------------|
| 1階 | | | | |
| エントランス・ロビー、共用キッチン | AW1 | FIX窓・欄間付片開き扉 | 17.2 | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| 廊下(袖ガラリ付き片開き扉) | AD1 | 袖ガラリ付き片開き扉 | 1.8 | |
| 多目的室 | AD2 | 外突出し欄間・袖FIX付両引分け扉 | 46.3 | |
| 風除室 | SSD1 | 縦滑り出し窓・両開き扉 | 32.3 | |
| 1階合計 | | | 98.2 | |
| 2階 | | | | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| 教育機能室 | AW5 | 引違い窓 | 3.8 | |
| 教育機能室 | AW6 | 引違い窓 | 2.0 | |
| ホール | AW7 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 5.0 | |
| 短期滞在型ユニットラウンジ | AW10 | 引違い窓 | 4.5 | 2.24m ² ×2か所 |
| 共用シャワー・備品庫 | AD4 | 片開き扉 | 0.1 | |
| ランドリー | AD5 | 袖FIX付片開き扉 | 5.2 | 2.6m ² ×2か所 |
| 短期滞在型ユニットラウンジ | AD6 | 袖FIX付片開き扉 | 1.8 | 0.9m ² ×2か所 |
| 教員等宿泊室 | AD7 | 両開き扉 | 12.0 | 6.0m ² ×2か所 |
| 教育機能室(踏込) | AD9 | 片開き扉 | 1.8 | |
| 教育機能室(踏込) | AD11 | 片開き扉 | 1.8 | |
| 短期ユニット個室 | AD10 | 引違い扉 | 25.6 | 3.2m ² ×8か所 |
| 屋外交流テラス | AD12 | 袖FIX付両引分け扉 | 8.2 | |
| 2階合計 | | | 72.4 | |
| 3階 | | | | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| ホール | AW8 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 3.3 | |
| 交流スペース | AW9 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 6.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW10 | 引違い窓 | 6.7 | 2.24m ² ×3か所 |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW11 | 片開き窓 | 0.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW13 | FIX窓 | 1.0 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AD11 | 片開き扉 | 7.2 | 1.8m ² ×4か所 |
| 3階合計 | | | 26.4 | |
| 4階 | | | | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| ホール | AW8 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 3.3 | |
| 交流スペース | AW9 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 6.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW10 | 引違い窓 | 6.7 | 2.24m ² ×3か所 |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW11 | 片開き窓 | 0.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW13 | FIX窓 | 1.0 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AD11 | 片開き扉 | 7.2 | 1.8m ² ×4か所 |
| 4階合計 | | | 26.4 | |
| 5階 | | | | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| ホール | AW8 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 3.3 | |
| 交流スペース | AW9 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 6.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW10 | 引違い窓 | 6.7 | 2.24m ² ×3か所 |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW11 | 片開き窓 | 0.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW13 | FIX窓 | 1.0 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AD11 | 片開き扉 | 7.2 | 1.8m ² ×4か所 |
| 5階合計 | | | 26.4 | |
| 6階 | | | | |
| 階段室 | AW2 | FIX窓 | 0.6 | |
| ホール | AW8 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 3.3 | |
| 交流スペース | AW9 | FIX窓・縦滑り出し窓 | 6.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW10 | 引違い窓 | 6.7 | 2.24m ² ×3か所 |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW11 | 片開き窓 | 0.8 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AW13 | FIX窓 | 1.0 | |
| 長期滞在型ユニットラウンジ | AD11 | 片開き扉 | 7.2 | 1.8m ² ×4か所 |
| 6階合計 | | | 26.4 | |
| 1~6階合計 | | | 276.2 | |





3・5階平面図 S=1/100



4 · 6 幅平面圖 S=1/100

| | |
|------|------------------------|
| 通勤時間 | (歩行時間50分以下、自転車時間70分以下) |
| ・施設 | (歩行時間50分以下、自転車時間70分以下) |
| ① | 22.10km - 5.15ha |
| ② | 11.60km - 14.57ha |
| ③ | |
| ④ | |
| ⑤ | |
| ⑥ | |

1

10

104

1

10

1

1

10

10

1

1

1

1

1

1

10

1

1

10

100

100

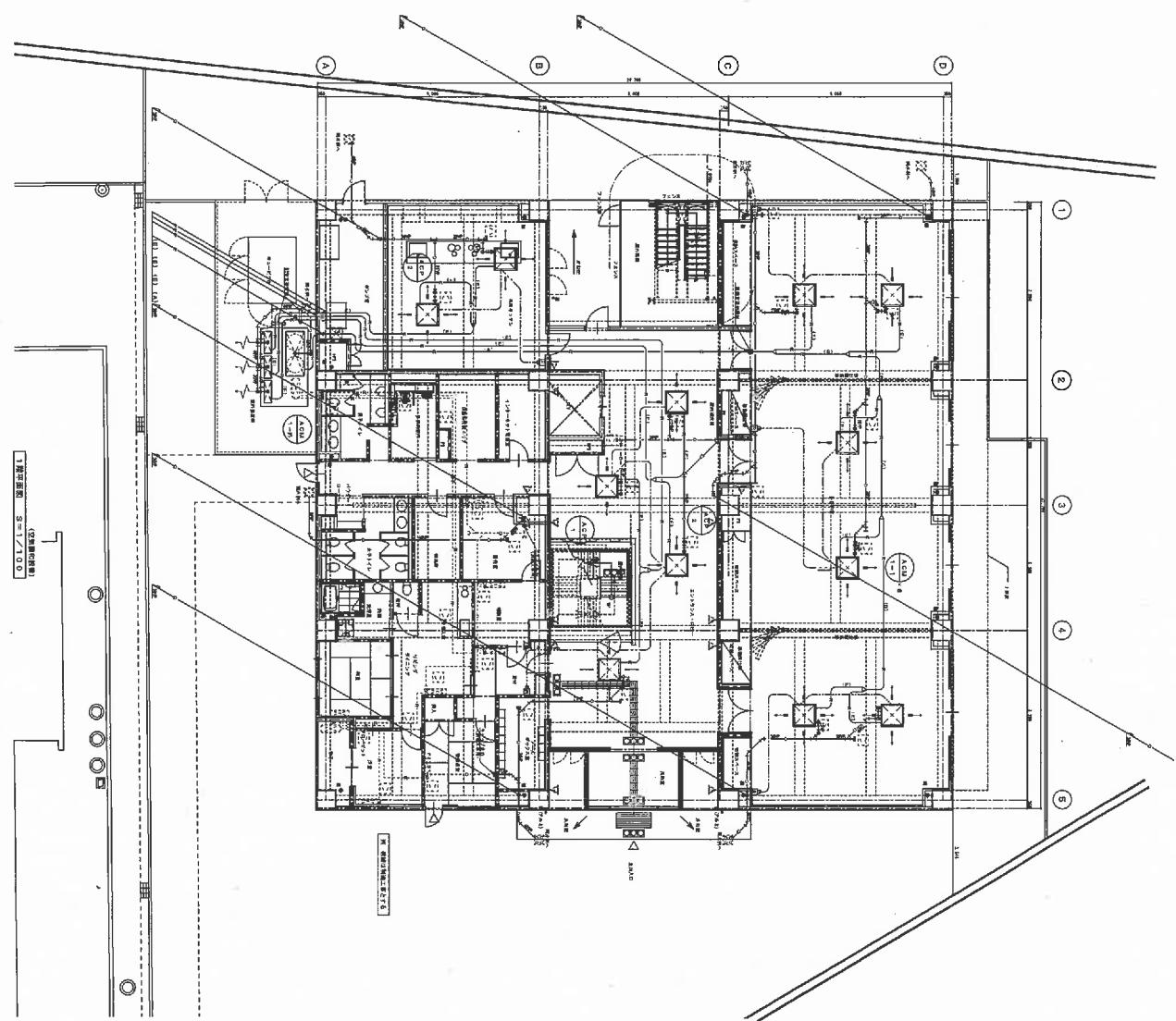
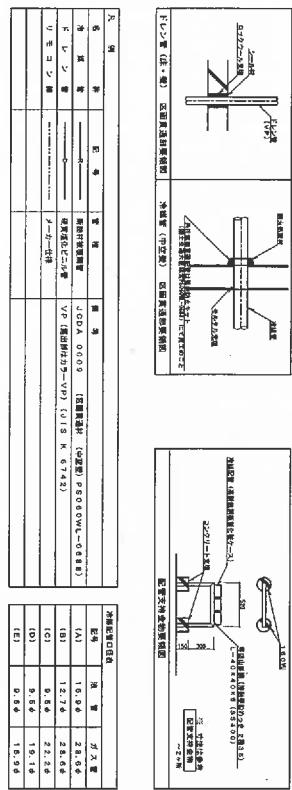
1

10

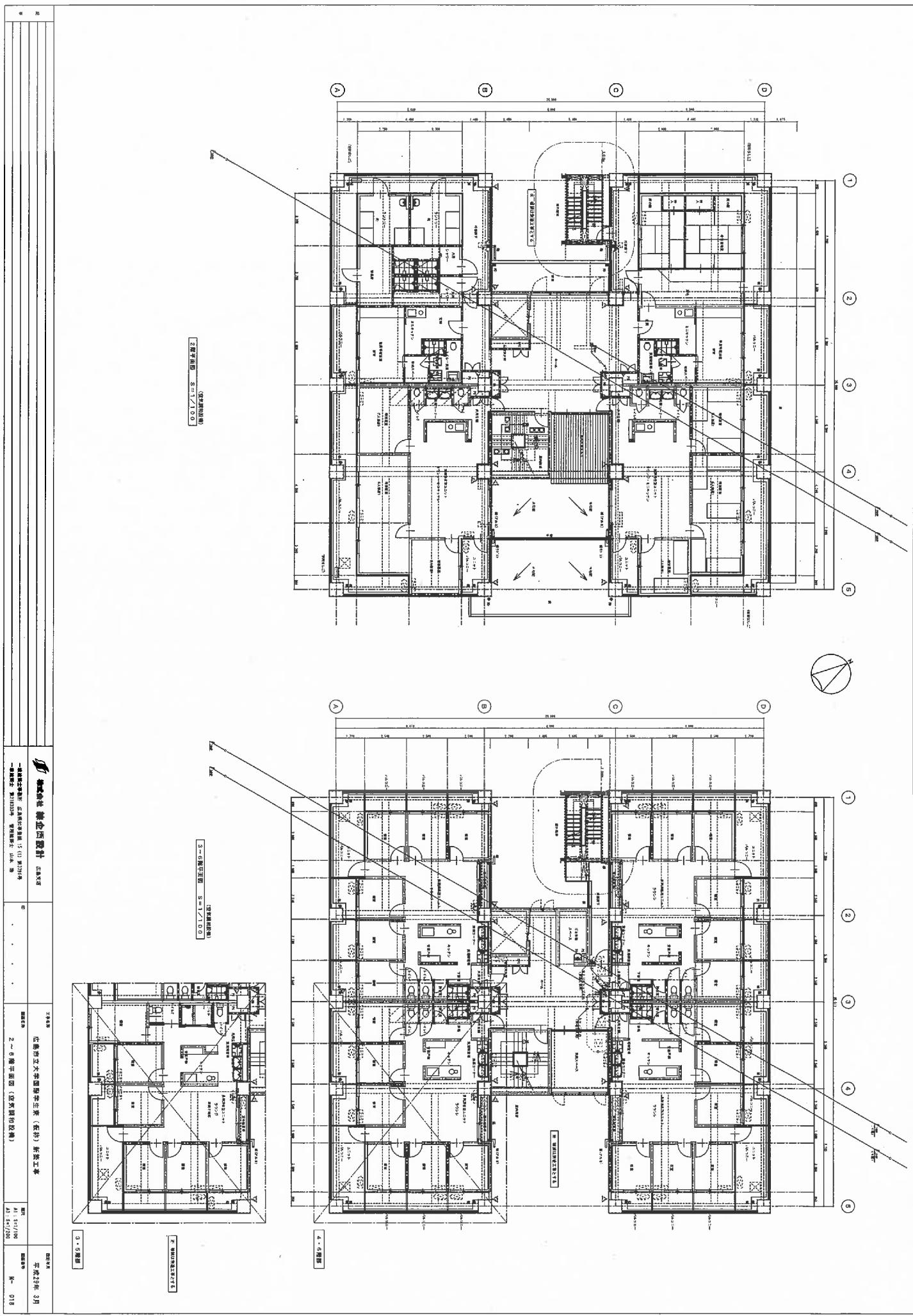
1

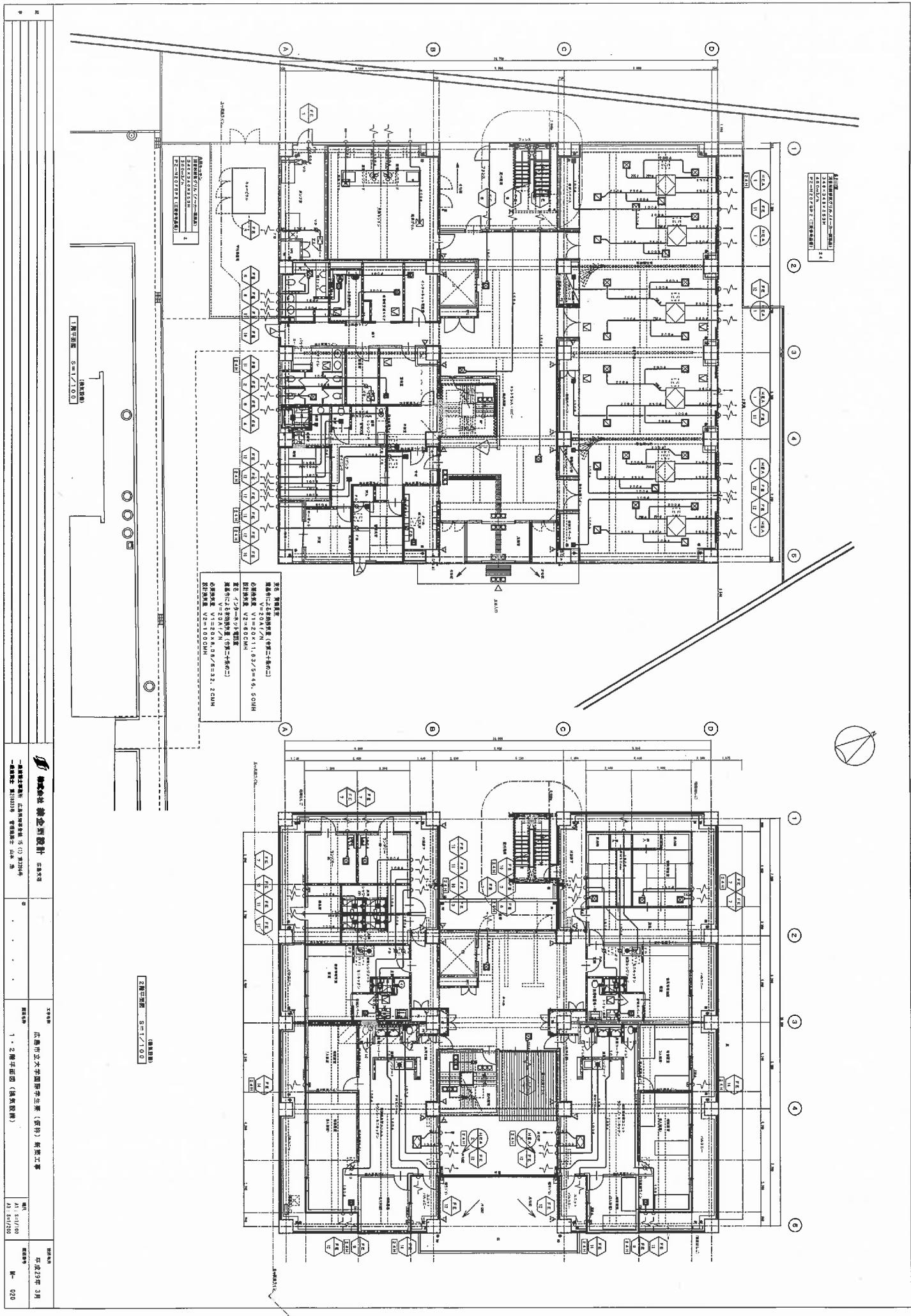
1

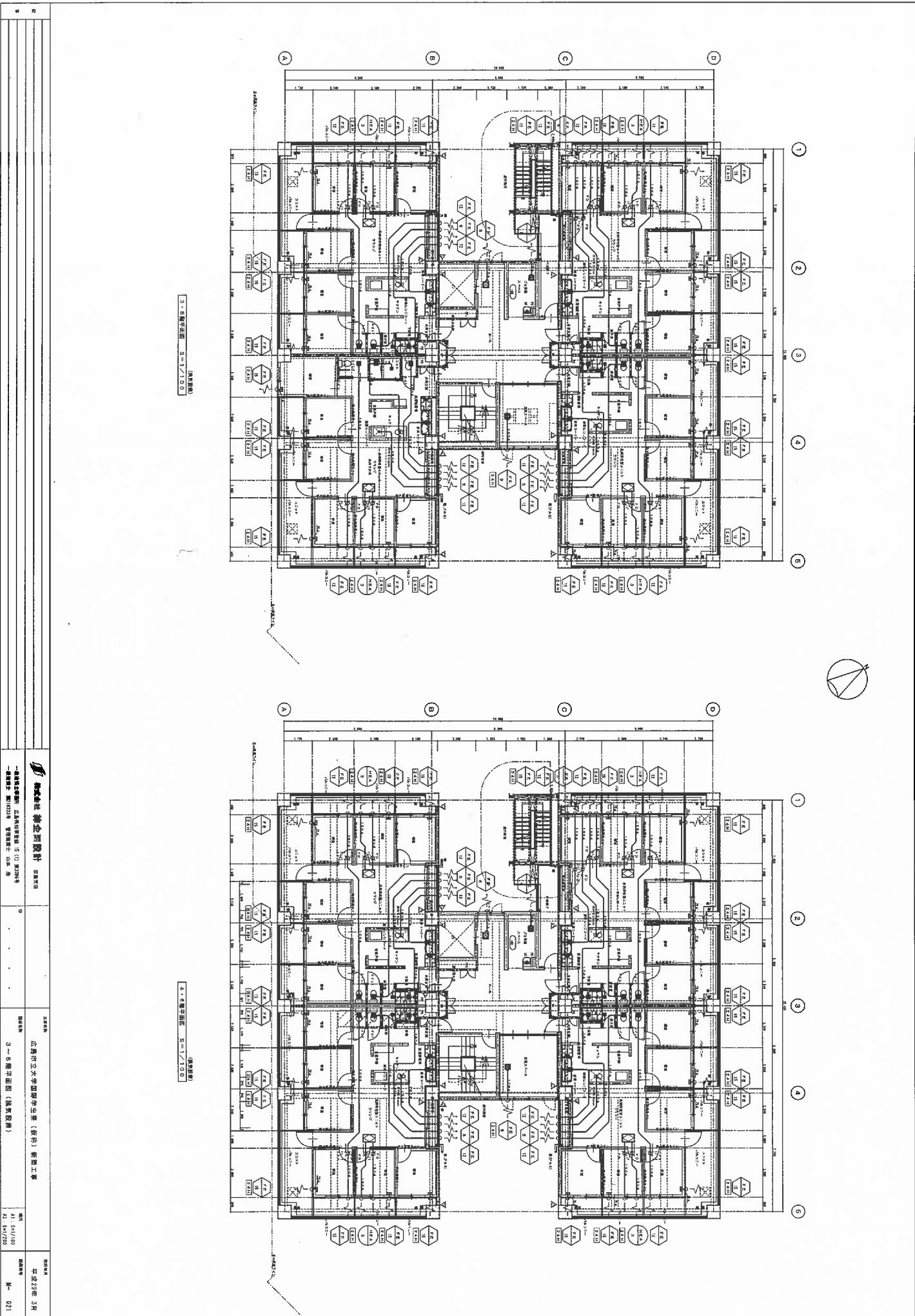
| | |
|-----|---|
| 備考欄 | 1. リードマーク(合板裏側)の位置を記入する。 2. リードマーク(合板裏側)の位置を記入する。 3. 他の手筋は4.0×1.6mmとする。 4. リードマーク(合板裏側)の位置を記入する。 5. 製造業者、販売業者(メーカー名)と、監理業者(監理業者と監理業者)の名前を記入する。 6. 製造日は、実施日(年月日)と監理業者に、開拓日(年月日)に記入。ただし、実施日と監理業者と0.5mm以上の差を置く。 7. 延長、実施に附するシートは複数枚ある場合は(延長)とし、監理業者のアンバー、右側(ショット)とする。 8. 実施に記載されている監理業者の名前、令状とする。 |
| 備考欄 | |
| 備考欄 | |
| 備考欄 | |
| 備考欄 | |



、ハシケージ等空腹時、
、ハシケージ等空腹時、
、ハシケージ等空腹時、
、発育する外因は4つ
、ハシケージ等空腹時、
、発育時、個体群はよく
、発育時、又特徴を
、発育時、又特徴を
、発育時、又特徴を
、発育時、又特徴を







仕様書

1 業務名

自家用電気工作物保安管理業務

2 目的

本業務は、広島市立大学学生寮「もみじ」及び国際学生寮「さくら」に設置した自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係わる業務（以下「保安管理業務」という。）とし、施設の安全かつ良好な運転状態を保持するものである。

3 契約対象電気工作物

契約対象電気工作物の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業場の名称 広島市立大学学生寮「もみじ」及び国際学生寮「さくら」
- (2) 事業場の所在地 広島市安佐南区大塚東三丁目4番
- (3) 電気設備の概要

需要設備 設備容量 470 k VA 受電電圧 6,600V 1基

4 業務の内容等

- (1) 受注者が実施する保安管理業務は、次の各号によるものとする。

ア 前条に掲げる電気工作物の維持及び運用について、経済産業省令で定める技術基準の規定への適合状況を確認するため、定期的な点検、測定及び試験（その細目及び具体的基準は、保安規程にて定める）を行い、その結果を発注者に報告すること。

また、その結果、技術基準の規定に適合しない又は適合しないおそれがあるときは、るべき措置について発注者に指示又は助言すること。

イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生する恐れがある場合には、次の(ア)から(エ)までに掲げる措置を行うこと。

- (ア) 事故・故障の発生や発生する恐れがある連絡を発注者又は電力会社等から受けた場合は、現状の確認、送電停止、電気工作物の切り離し等に関する指示を行う。
- (イ) 事故・故障の状況に応じて、臨時点検を行う。
- (ウ) 事故・故障の原因が判明した場合は、同様の事故・故障を再発させないための対策について、発注者に指示又は助言を行う。
- (エ) 電気事業法第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告を行う必要がある場合は、発注者に対し事故報告の作成及び手続きの指示又は助言を行う。

ウ 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立会いを行うこと。

エ 前条に掲げる電気工作物の工事、維持、及び運用に関する経済産業大臣への提出書類及び図面について、その作成及び手続きの助言を行うこと。

オ 前条に掲げる電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査、工事期間中の点検及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について発注者に報告すること。

カ 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避電器及びOFケーブルが、経済産業省の「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当するかどうかの確認を行い、その結果について発注者に報告すること。

(2) 発注者は、(1)の保安管理業務のうち、次のアからウまでに掲げる自家用電気工作物については、受注者と協議の上、点検、測定及び試験の全部又は一部を電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うことができるものとする。これに関し、発注者は受注者の監督の下で点検等を行い、受注者はその記録の確認を行い、必要に応じて発注者に対し指示又は助言を行うものとする。

ア 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する自家用電気工作物

(ア) 建築基準法第12条第4項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備

備

(イ) 消防法第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等

(ウ) 労働安全衛生法第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械

(エ) 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有するものによる調整を要する機器

(オ) 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器

イ 設置場所の特殊性のため、受注者が点検を行うことが困難な次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する場所に設置される自家用電気工作物

(ア) 立入に危険を伴う場所

(イ) 情報管理のため立入が制限される場所

(ウ) 衛生管理のため立入が制限される場所

(エ) 機密管理のため立入が制限される場所

(オ) 立入に専門家による特殊な作業を要する場所

ウ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

エ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 使用機器及びそれに付随する配線器具等の確認などの日常巡視は、発注者が行うものとする。

5 点検の頻度及び点検項目

(1) 点検

5 (1)に定める受注者が定期的に行う点検の頻度は次のとおりとする。また、点検の内容は別紙1「点検の要項」を基本とし、その詳細は保安規程によるものとする。

| | |
|------------|-------|
| ア 月次点検 | 毎月1回 |
| イ 年次点検 | 毎年1回 |
| ウ 臨時点検 | 必要な都度 |
| エ 工事期間中の点検 | 毎週1回 |

- ・月次点検とは、設備が運転中の状態において実施する点検をいう。
- ・年次点検とは、主として停電により設備を停止状態にして実施する点検をいう。
- ・臨時点検とは、電気事故その他異常の発生したときや、異常が発生する恐れがあると判断したときに実施する点検をいう。
- ・工事期間中の点検とは、自家用電気工作物の設置又は変更の工事が計画どおりに施行されていること及び経済産業省令で定める技術基準への適合状態について確認をする点検をいう。

(2) 問診

受注者は、(1)アの月次点検のほか、発注者が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者としての観点から点検を行うこととする。

(3) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁状況（漏電）を監視するために絶縁監視装置を設置する場合は、受注者の責任において設置及び維持管理することとする。また、警報発生時（警報動作電流（設定の上限値は50mAとする）以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」という。）を連続して5分以上受信した場合又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合をいう。以下同じ。）に、受注者は発注者に通知するとともに、次のア及びイに掲げる処置を行うこととする。

- ア 警報発生の原因を調査し、適切な処置を行う。
- イ 警報発生時の受信の記録を3年間保存する。

6 連絡責任者等

- 発注者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため、受注者と連絡する連絡責任者を定めて、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 発注者は、前項の連絡責任者に事故がある場合はその業務を代行させるため代務者を定め、その氏名、連絡方法等を受注者に通知するものとする。
- 発注者は、前各号項に変更が生じた場合は、受注者に通知するものとする。
- 発注者は、必要に応じて連絡責任者又は代務者を、受注者が行う保安管理業務に立ち会わせることとする。
- 発注者は、需要設備の設備容量が、6,000 キロボルトアンペア(KVA)以上の場合、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるもの

とする。

7 保安業務担当者の資格等

- (1) 受注者は、4に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施するもの（以下、「保安業務担当者」という。）に、電気事業法施行規則に適合するものをあてるものとする。
- (2) 保安業務担当者は、自ら保安管理業務を実施するものとする。
- (3) 保安業務担当者は、保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書を常に携帯し、発注者に対しその証明書を提示し、自らが保安業務担当者であることを明らかにすることとする。ただし、緊急の場合は、この限りではない。
- (4) 保安業務担当者は、必要に応じて他の保安業務担当者（以下、「保安業務従事者」という。）に、保安管理業務の一部を実施させることができるものとする。
- (5) 保安業務担当者並びに保安業務従事者は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。
- (6) 受注者は、発注者に対して、保安業務担当者、保安業務従事者の氏名等及びその連絡方法を通知することとする。なお、保安業務担当者等を変更する必要が生じた場合にあっても同様とする。
- (7) 発注者は、保安業務担当者と面接等を行い、その者が保安業務担当者であることを確認することとする。なお、保安業務担当者を変更する場合においても同様とする。

8 発注者及び受注者の協力及び義務

- (1) 受注者は、保安管理業務の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合には、修理、改造等を発注者に指示又は助言するものとする。
- (2) 受注者は、保安業務を誠実に行うものとする。
- (3) 発注者は、受注者が保安管理業務の実施にあたり、受注者が報告、助言した事項又は受注者と協議した事項について、すみやかに必要な措置をとるものとする。

9 通知義務

発注者は、次の事項を直ちに受注者に通知するものとする。

- (1) 電気工作物の設置又は変更の工事予定
- (2) 発注者は電気事故、その他災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、直ちに受注者に連絡するものとする。

10 提供する役務の品質保証

(1) マネジメントシステム

受注者は、点検、試験、事故処理、相談等の提供する役務について電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定するマネジメントシステムを構築していること。また、保安業務従事者は、電気事業法施行規則第52条の2第二号イに規定する要件を満足している者であって、法人の従業員であること。

- (2) 電気保安管理業務契約状況（経済産業省告示第 249 号第 3 条）
保安業務担当者が電気保安管理業務において契約している換算係数と契約対象電気工作物の換算係数の総和が 33 点未満であること。
- (3) 事業への専念
受注者は、保安業務担当者に保安管理業務以外の職務を兼務させないこと。
- (4) 損害賠償の能力
受注者は、この契約の実施にあたって故意又は過失によって発注者又は第三者に与える恐れがある損害（発注者又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。（請負業者賠償責任保険等）
- (5) 再委託の禁止
受注者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。
- (6) 緊急時の協力体制
電気事故等、緊急時の協力体制について明確にし、1 時間以内に対応できること。

1.1 安全管理

- (1) 安全の確保
業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めるものとする。
- (2) 単独作業の禁止
高圧回路の停電、送電操作を伴う作業、高圧活線作業、高圧近接作業又は高所作業を行う場合は、安全確保のため監視者をおいて複数で作業を実施すること。
- (3) 保護具、防護具の使用
高圧近接作業を行う場合は、適正な絶縁用防護具及び絶縁用保護具を使用すること。
(労働安全規則第 342 条、343 条)
絶縁用防護具及び絶縁用保護具は、定期的（6 ヶ月に 1 回以上）に自主検査を行い、その性能が維持されていることを確認すること。（労働安全規則第 351 条、343 条）
また、その記録は発注者の求めがあったとき、直ちに開示すること。
- (4) 不安全施設に対する措置等
 - ア 保安管理業務を実施するための通路又は作業床の状態が悪く、作業者の安全が確保されないと認められる施設（以下「不安全施設」という。）がある場合は、発注者・受注者協議のうえ、すみやかに改修するものとする。
 - イ 前項の不安全施設の改修に要する費用は、発注者が負担するものとします。
 - ウ 受注者は、発注者と協議し、不安全施設が改修されるまでは、当該電気設備の点検、測定及び試験を実施しないことができる。
また、長期にわたり改修されないで保安管理業務が実施できないと認められる場合には、この契約を解除できるものとする。
- (5) 労働災害総合保険への加入
受注者は、予想される高電圧、高所作業等における労働災害事故に備えて、労働災害総

合保険に加入するものとする。

1 2 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

受注者は、業務に使用するために電気事業法施行規則第 52 条の 2 第 1 号ハ、第 2 号ロ、経済産業省告示 249 号第 2 条に規定された機械器具を保有すること。

(2) 測定器の校正・誤差試験

受注者が業務に使用する次の測定器は、製作者の校正基準等により校正・誤差試験を実施すること。また、校正等に使用する校正機器（標準器）は、公的検定機関とトレーサビリティがとれているものなど、適切な機器を使用すること。

ア 交流電圧計（継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれたものも含む）

イ 交流電流計（継電器試験器、耐圧試験器に組み込まれたものも含む）

ウ 絶縁抵抗計

エ 接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は 1 年未満とし、校正・試験結果の記録は台帳管理するとともに、発注者の求めがあったとき、直ちに開示すること。また、校正・試験を実施した日付を明示したシールを測定器に貼付すること。

1 3 保安教育

(1) 発注者の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を発注者から受けた場合、受注者は講習会を開催すること。

(2) 発注者の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する教育、災害その他電気事故が発生した場合の措置について行う演習・訓練について、発注者からその要請を受けた場合、受注者はその訓練に協力すること。

1 4 報告事項等

受注者は、あらかじめ発注者に対し、次の書類を提出してその承諾を得るものとする。変更があった場合も同様とする。

(1) 事前承諾書類

受注者は、契約締結後速やかに次の書類を提出してその承諾を得るものとする。

ア 現場責任者（保安業務担当者）及び保安業務従事者の氏名及び資格等を証する書類の写し

イ 電気保安管理業務契約状況調書

ウ 到達時間確認書（地図・距離・交通機関等を明記したもの）

エ 緊急時協力体制

オ 保安業務以外の職務を兼務しない旨の誓約書

カ 所有機械器具一覧表（校正・誤差試験記録含む）

- キ 所有絶縁防護具・絶縁保護具一覧表（耐圧試験記録含む）
 - ク 損害賠償保険に加入している場合はその保険証の写し
 - ケ 労働災害総合保険等に加入している場合はその保険証の写し
 - コ 法人にあっては次の書類
 - (ア) 実績証明書
 - (イ) マネジメントシステム文書（社内規約等）
 - (ウ) 指揮命令体制及び業務分担表
 - (エ) 現場責任者（保安業務担当者）が法人の従業員である証明書（健康保険証等の写し等）
- (2) 委託業務実施計画書
契約締結後は速やかに年間計画書を提出して発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 委託業務実施報告書
 - ア 受注者は、保安業務の結果を委託業務実施報告書にして、翌月の 10 日（3 月分については、3 月 31 日）までに提出して、履行確認を受けるものとする。
 - イ 発注者は、受注者が実施し報告した保安管理業務の結果の記録を受け、その実施者及び点検等に係る記録を確認し、発注者受注者双方において保安規程に定める期間保存するものとする。

1.5 費用の負担

業務を行うために要する費用のうち、電気料金及び水道料金以外は全て受注者の負担とする。

1.6 その他

- (1) 中国四国産業保安監督部への申請、届出
契約締結後、速やかに受注者の責任において手続き書類を作成し、中国四国産業保安監督部長宛に保安管理業務外部委託承認申請書、並びに保安規程届出書（変更届出書含む）を提出するものとする。
なお、これらの書類の作成及び提出に係る一切の費用は、受注者が負担するものとする。
- (2) 契約解除
前項の申請が承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、発注者はこの契約を一方的に解除できるものとする。
- (4) 機密の保持
本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏洩してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- (5) その他
この仕様書に疑義があるときは、又は定めのない事項については、発注者・受注者双方の協議のうえ定めるものとする。

【点検の要件】

1. 月次点検

月次点検を、次の(1)から(3)までに掲げる要件に従って行うこと。

(1)外観点検を、イに掲げる項目について、ロに掲げる設備等を対象として行う。

イ. 点検項目

- (a)電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
- (b)電線と他物との離隔距離の適否
- (c)機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
- (d)接地線等の保安装置の取付け状態

ロ. 対象設備等

- (a)引込設備(区分開閉器、引込線、支持物、ケーブル等)
- (b)受電設備(断路器、電力用ヒューズ、遮断器、高圧負荷開閉器、変圧器、コンデンサ及びリアクトル、避雷器、計器用変成器、母線等)
- (c)受・配電盤
- (d)接地工事(接地線、保護管等)
- (e)構造物(受電室建物、キュービクル式受・変電設備の金属製外箱等)・配電設備
- (f)発電設備(原動機、発電機、始動装置等)
- (g)蓄電池設備
- (h)負荷設備(配線、配線器具、低圧機器等)

(2)次のイ及びロまでに掲げる項目の確認のため、当該各項目に定める測定を行う。

イ. 電圧値の適否及び過負荷等

電圧、負荷電流測定

ロ. 低圧回路の絶縁状態

B種接地工事の接地線に流れる漏えい電流測定

(3)上記(1)及び(2)の点検のほか、設置者及びその従事者が行った日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等としての観点から点検を行う。

2. 年次点検

年次点検を、1. 月次点検の要件に加え、次の(1)及び(2)に掲げる要件に従って行うこと。

(1)年に1回以上行う。

(2)次のイからホまでに掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

イ. 低圧電路の絶縁抵抗が電気設備に関する技術基準を定める省令第58条に規定された値以上であること並びに高圧電路が大地及び他の電路と絶縁されていること。

ロ. 接地抵抗値が電気設備の技術基準の解釈第19条に規定された値以下であること。

ハ. 保護継電器の動作特性試験及び保護継電器と遮断器の連動動作試験の結果が正常であること。

ニ.非常用予備発電装置が商用電源停電時に自動的に起動し、送電後停止すること並びに非常用予備発電装置の発電電圧及び発電電圧周波数(回転数)が正常であること。

ホ.蓄電池設備のセルの電圧、電解液の比重、温度等が正常であること。

3. 工事期間中における点検

工事期間中は、1.月次点検の(1)に定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

4. 臨時点検

事故・故障その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある連絡を発注者より受けた場合、受注者は事故・故障の状況に応じて臨時点検を行うこと。

臨時点検の時期、内容については発注者と受注者の協議により決定するものとする。

仕 様 書

1 業務名

除草等及び樹木剪定業務

2 業務内容

(1) 除草等

ア 業務実施期間の中で、2回学生寮敷地内の除草（別紙参照）を行うこと。1回目については6月～7月の間に、2回目については、9月～10月の間に行うこと。別紙とともに、実施場所や実施時期を発注者と協議の上決定して行い、除草を行った時期や場所等を報告すること。

イ 除草跡は凹凸のないようならし、清掃等を行うこと。

- ① 刈りむらがないように均一に刈込み、刈り残しがないようにすること。
- ② 樹木や施設、駐車場に駐車している車両を損傷しないよう注意すること。
- ③ 機械草刈（肩掛け式・ロータリー式）を行う前に小石などを除去し、周囲に飛散しないよう注意すること。

ウ 寮の道路側の法面の除草及び樹木の伐採を行うこと。（道路面から約2メートルの範囲）

(2) 樹木の剪定

ア 学生寮敷地内の樹木（別紙参照）について、年に1回、剪定を行うこと。別紙とともに、実施場所や実施時期を発注者と協議の上決定して行い、剪定を行った時期や場所等を報告すること。

イ 剪定作業中においては、剪定作業をする者であることを確認できるよう名札等を着用すること。

(3) その他

ア 本業務で生じるごみ等の運搬・処分、業務後清掃などは、本業務の付帯業務として実施すること。

イ 別紙は、およそその業務対象範囲等として示したものであり現地で事前に算出すること。

3 業務上の留意事項

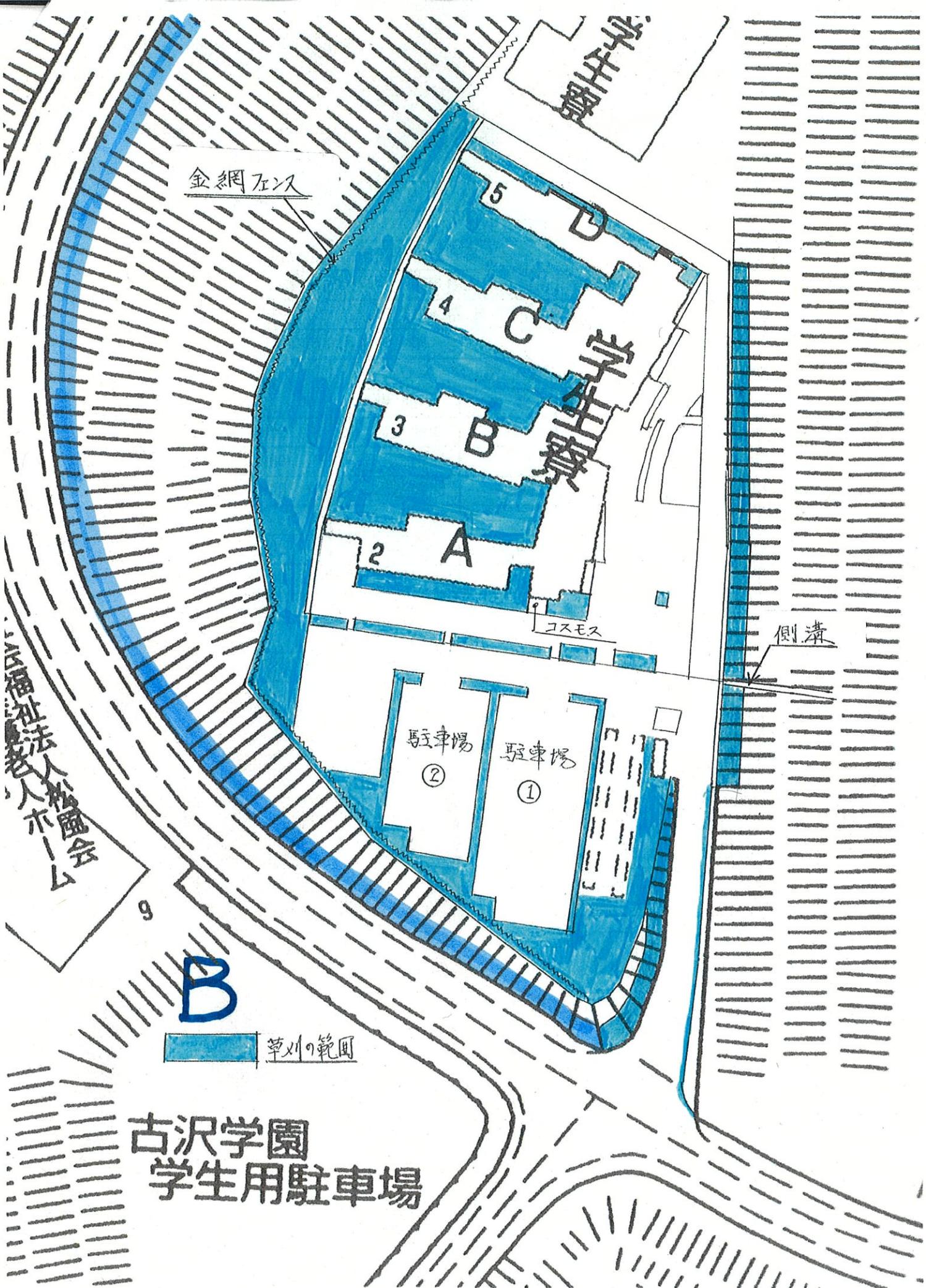
- (1) 作業にあたっては、第三者に迷惑のかからないよう注意して行い、本業務の実施によって生じる樹木の枝葉等の廃棄物は環境保全に十分留意し、適切に処分を行うこと。また、ガソリンなどの危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて、関係

法令の定めるところにより従い、安全対策を行うこと。

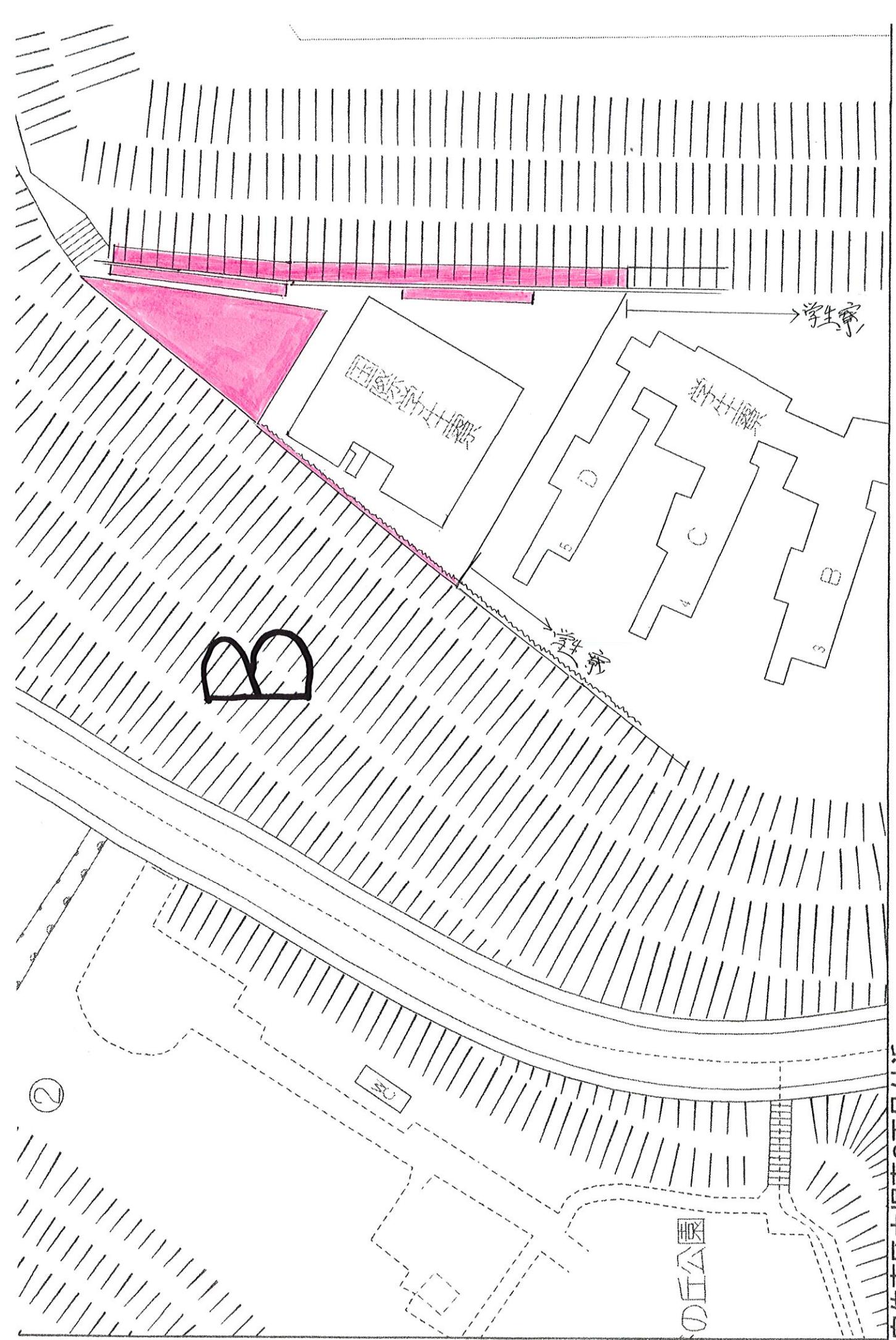
- (2) 受注者は、業務の実施にあたっては、発注者と事前に協議し、業務の日時、作業方法、作業範囲等を決定するものとする。
- (3) 樹木等の状態にしたがって契約を変更する場合や、天候、地元要望等によりやむを得ず各作業の開始・完了時期の変更が生じる場合は、発注者と受注者で協議の上、変更するものとする。
- (4) この仕様書に疑義があるとき、また、記載のない事項については、協議の上これを決定するものとする。

4 報告事項

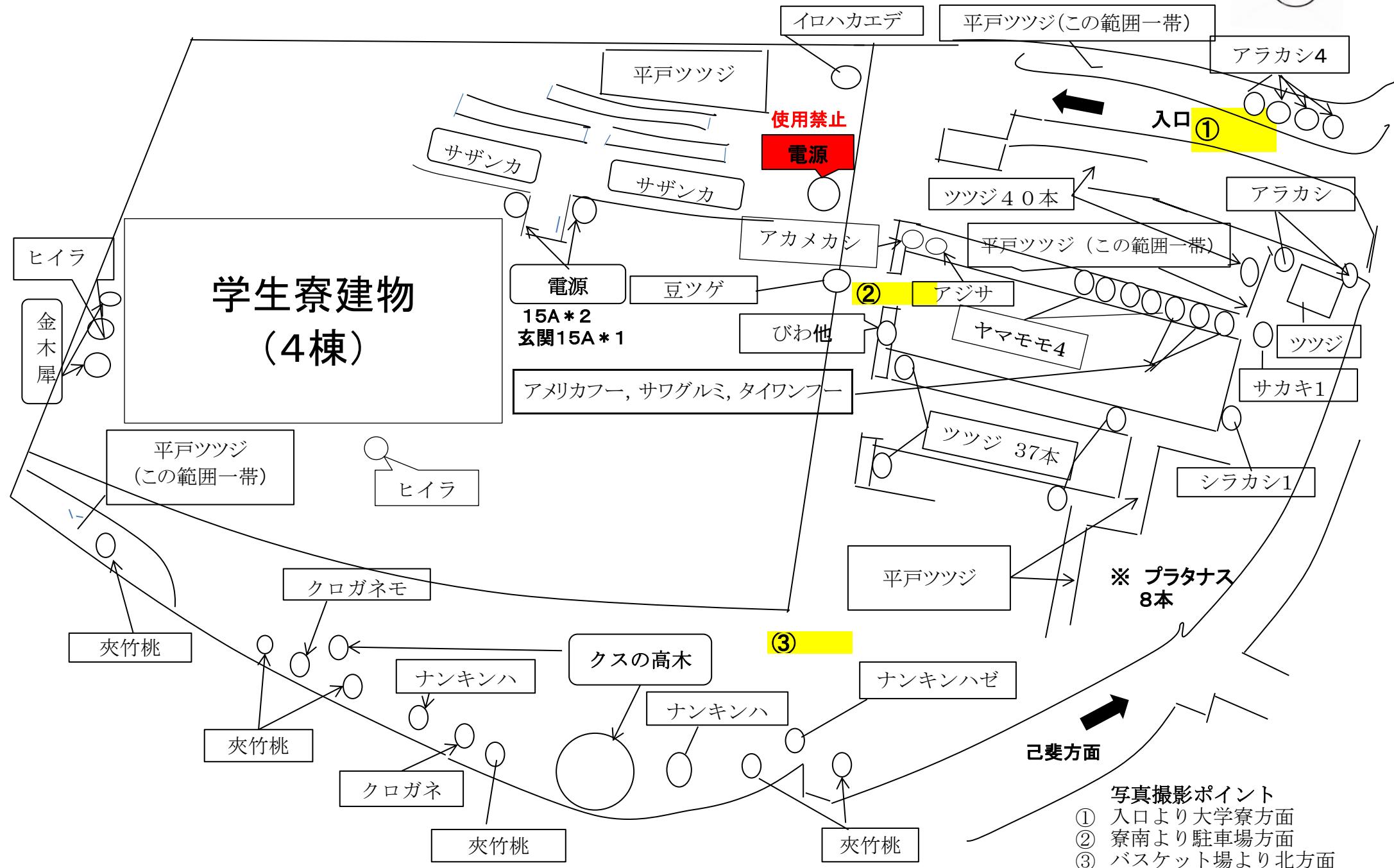
- (1) 受注者は、あらかじめ業務に従事する責任者及び従事者の氏名を報告すること。責任者又は従事者に変更があったときも、同様に報告すること。
- (2) 受注者は、業務実施計画書を契約締結後速やかに提出し、発注者の承認を受けるものとする。業務実施計画書には、次の事項について記載すること。
 - ア 業務概要
 - イ 作業工程
 - ウ 安全管理
 - エ 使用機械等
 - オ 緊急時の体制及び対応
 - カ その他関連必要事項
- (3) 受注者は、委託業務実施報告書を隨時提出し、受注者の確認を受けること。
- (4) 実施報告には、「作業前」、「作業後」について、同一の場所から撮影した記録写真を添付すること。



古沢学園
学生用駐車場



広島市立大学 学生寮平面図 植栽樹木概略図面



仕 様 書

1 業務名

エレベーター設備保守点検業務

2 目的

本業務は、エレベーター設備の正常な運転機能を維持し、常に安全かつ良好な状態に保つため、計画的に技術員を派遣するとともに常時遠隔監視を行い、関係法令に基づき法定点検及び保守点検を行うものである。

3 業務内容

(1) 対象設備

(遠隔監視機能装置・遠隔点検機能付)

| | |
|---------|-----------------------------|
| 機器使用 | 国際学生寮 標準型エレベーター 56NU4360 |
| 用途 | 乗用 (車椅子仕様付) |
| 駆動方式 | ロープ式 |
| 制御方式 | 乗合全自動方式 |
| 操作方式 | 交流周波数制御歯車式 |
| 積載重量 | 600kg |
| 最大定員 | 9名 |
| 停止階 | 6箇所 |
| 速度 | 60m/min |
| 停電時自動着床 | 有 |
| 地震時管制 | 有 |
| 火災時管制 | 有 |

(2) 関係法令等

「建築基準法」及び「昇降機検査標準(JAS A 4302)」に定めるところによる。

(3) 法定点検

- ア 建築基準法第12条第3項の規定に基づく、年1回以上の法定点検を行うこと。
- イ 点検基準及び報告様式については、建築基準法第12条第3項の規定に準拠すること。
- ウ 法定点検の報告書は、業務実施後に発注者に提出すること。
- エ 建築基準法に基づく、所轄官庁が行う検査等があった場合は、当該検査等に要する費用を負担し、かつ当該検査等に立ち会うものとする。
- オ 建築基準法等関係法令等に基づく報告について、受注者は、報告書の作成及び所轄官庁等へ提出を行うとともに、指摘事項等がある場合にはその対応をすること。なお、報告書の作成及び提出にかかる費用を負担すること。

(4) 保守点検の項目及び内容

- ア 遠隔点検については毎月実施する。
- イ 業務担当者による保守点検については別表第1のとおり。

(5) 保守点検の実施

- ア 点検を行う場合には、これまでの不具合状況をあらかじめ発注者から聴取し、点検の参考とする。
- イ 点検は、原則として目視、指触、軽打等により行う。
- ウ 測定を行う点検は、校正管理された判定装置及び計測器にて良否の判断を行う。
- エ 異常を発見した場合には、同様な異常の発生が予想される箇所の点検を行う。

(6) 保守点検の周期

別表第1に示す点検周期の表記は、次による。

- ア 1Mは1か月に1回以上行うものとする。
- イ 3Mは3か月に1回以上行うものとする。
- ウ 6Mは6か月に1回以上行うものとする。
- エ 1Yは1年に1回以上行うものとする。

(7) 契約の種類

フルメンテナンス契約とし、部品、消耗部品等の調整、修理及び交換を行う。ただし、次の事項については本契約から除く。

- ア 意匠部品（乗かご、三方枠、かご床タイル、敷居、操作盤、戸、内装シート、その他）塗装メッキ直し、修理及び部品の取替
- イ 卷上機、電動機、制御盤等の機器の一式取替
- ウ 修理又は取替の装置、機器の搬出入に必要な建築関係の工事
- エ 昇降路周壁及び建屋部分の改修
- オ 諸法規の改正又は、官公庁の命令若しくは要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の工事
- カ 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替
- キ 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧
- ク 別表第1の点検内容欄に（※）を記した事項

(8) 装置の整備及び消耗部品の交換

別表第2に基づき、装置の整備及び消耗部品の交換を行うものとする。なお、使用する部品は、製造者の純正品とする。（交換日がわかるように部品に直接書き込む等の措置を行うこと。）

4 一般事項

- (1) 業務は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者が行うものとする。また、法令により業務を行う者の資格が定められている場合は、当該資格を有する者が業務を行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たって、各機器等の設備の異常、点検等により正常に作動していないことを発見した場合は、直ちに措置を行い、発注者へ状況を報告すること。
- (3) 受注者は、業務の履行に際して、あらかじめ発注者と協議して、業務の日時、作業方法等の詳細について定めるものとする。
- (4) 受注者は、故障時等の緊急時（広域災害は除く。）には、通報受信後60分以内に現地に到着し復旧対策を実施できる体制を有しなければならない。また、広域災害対応については、その対応等に関し発注者に対し具体的に説明ができなければならない。
- (5) 受注者は、従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (6) 受注者は、業務の実態に当たって、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努める。
- (7) 受注者は、業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止に必要な措置を発注者に報告の上、当該措置を講じ、事故発生を防止する。
- (8) 受注者は、業務実施中、発注者の設備等に損傷を与えないよう十分注意し、万一損傷を与えた場合は、速やかに原形に復旧し、その費用の一切を負担するものとする。

5 報告事項

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の名簿を提出するとともに、前項(1)の資格を証する書類の写しを提出してその承諾を得るものとする。また、変更があったときも同様とする。
なお、製造者が当該設備の保守点検業務を行う者への教育プログラムを確立しており、発注者の要求があつた場合、受注者は責任者がその教育を終了していることを文書等で発注者に提出すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に先立ち、実施体制、実施工程、緊急連絡先等の業務を適正に実施するために必要な事項を記載した委託業務実施計画書を発注者に提出して、その承認を得なければならない。
- (3) 受注者は、委託業務実施報告書として、点検の良否、交換した部品、整備した装置及び測定結果（判断値含む。）等の業務の結果を報告書に記入し作業終了後、速やかに発注者に提出しなければならない。なお、業務実施写真、劣化状況を示す写真等をあわせて発注者へ1部提出し、発注者の確認を受けるものとする。
また、業務実施中、各機器の部品の取替その他修理を要する箇所を発見した場合は、ただちに発注者に

報告するとともに、発注者の確認を受けるものとする。

6 費用の負担等

- (1) 業務に必要な経費のうち電気料は発注者の負担とする。
- (2) その他本業務を実施するために必要な機材類は、全て受注者の負担とする。
- (3) 本業務に必要な部品、消耗部品（パッキン、Oリング、潤滑油、ウエス、ランプ、ヒューズ等）は受注者の負担とする。
- (4) 諸法規の改正又は発注者の要求により、現状の仕様変更や改造等が生じた場合の費用は発注者の負担とする。
- (5) 不注意、不適当な使用・管理により発生する修理又は取替の費用は発注者の負担とする。
- (6) 地震等天災地変、その他の不可抗力により生じた一切の復旧に係る費用は発注者の負担とする。

7 その他

この仕様書に定めのない事項、疑義を生じたときは、必要に応じて発注者・受注者協議して定めるものとする。

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|------------------------|---|--|
| 1 機械室 | | |
| ア 機械室への通行及び出入口 | ① 機械室への通行及び出入りに支障がないことを確認する。 ② 出入口扉の施錠の良否を確認する。 | 3 M 3 M |
| イ 室内環境 | ① 室内清掃、室温その他室内環境の良否を点検し、エレベーターの機能上又は保全の実施上支障のないことを確認する。 ② 手巻きハンドルの設置の有無を点検する。 ③ エレベーター設備以外の有無を点検する。 | 3 M 3 M 3 M |
| ウ 主開閉器、受電盤制御盤、起動盤及び信号盤 | ① 作動の良否を点検する。 ② 端子の緩み及びヒューズエレメントの異常の有無を点検する。 ③ 次に示す回路の絶縁抵抗を測定し、その良否を点検する。 ・電動機主回路 ・制御回路 ・信号回路 ・照明回路 ④ 主開閉器の操作及び動作の良否を点検する。 ⑤ 制御盤内の清掃を実施する。 ⑥ プリント板汚れ及び冷却ファンの回転状態の異常の有無を点検する。 | 3 M 1 Y 1 Y 6 M 1 Y 6 M |
| エ 卷上機 | ① 潤滑状態の良否及び油漏れの有無を点検する。 ② 歯当りの良否を点検する。 ③ 回転時に軸受の音及び振動の異常の有無を点検する。 ④ 綱車のひび割れ、ロープ溝の磨耗及びローブスリップの有無を点検する。 | 3 M 1 Y 1 Y 1 Y |
| オ 電磁ブレーキ | ① 作動の良否を点検する。 ② スリップの異常の有無を点検する。 ③ ブレーキシュー、アーム及びプランジャーの作動の良否を点検する。 | 3 M 3 M 6 M |
| カ そらせ車 | ① ロープ溝の磨耗の有無及び取付けの良否を点検する。 ② 回転状態の異常の有無を点検する。 | 1 Y 3 M |
| キ 電動機 | ① 運転状態の良否を点検する。 ② 振動、音及び温度の異常の有無を点検する。 | 3 M 3 M |
| ク 調速機 | ① 音及び振動の異常の有無を点検する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ 過速スイッチ及びキャッチの作動速度を測定し、その値が基準値に適合していることを確認する。 | 3 M 1 Y 1 Y |
| ケ 機器の耐震対策 | 地震その他の振動による移動、転倒及び主索外れ防止装置の良否を点検する。 (※) 措置不良の場合の修理 | 1 Y |
| コ かご速度検出器 | ① 取付け状態の良否を点検する。 ② 正しく機能していることを確認する。 | 6 M 6 M |
| サ 昇降路との貫通部分 | 主索及びガバナロープが機械室床の貫通部分と接触していないことを確認する。 | 1 Y |

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|---------------------------|---|-------------------|
| 2 かご ア 運行状態 | 乗り心地、着床段差等の運行状態の良否を点検する。 | 3 M |
| イ かご室の周壁、天井及び床 | 磨耗、さび、腐食等の有無を点検する。 | 3 M |
| ウ かごの戸及び敷居 | ① ドアシュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検する。 ② 取付けの良否及び戸の隙間の適否を点検する。 | 6 M 1 Y |
| エ かごの戸のスイッチ | ① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。 | 6 M 6 M |
| オ 戸閉め安全装置 | 戸の反転動作機能などの作動状況の良否を点検する。 | 3 M |
| カ かご操作盤及び位置表示灯 | ① 作動の良否を点検する。 ② 取付けの良否を点検する。 | 3 M 3 M |
| キ 外部への連絡装置 | 呼出し及び通話の良否を点検する。 | 3 M |
| ク 照明 | 球切れ及びちらつきの有無を点検する。 | 3 M |
| ケ 停止スイッチ | 作動の良否を点検する。 | 3 M |
| コ 注意銘板の表示 | 用途、積載質量（又は積載量）及び最大定員の表示の適否を点検する。 | 3 M |
| サ 停電灯装置 | ① 点灯状態の良否を点検する。 ② 基準照度を基準時間以上保持できる状態のバッテリーであることを確認する。 | 3 M 1 Y |
| シ 各階強制停止装置 | 作動の良否を点検する。 | 6 M |
| ス かご床先と昇降路壁の水平距離 | 出入口の床先とかごの床先との水平距離及びかご床先と昇降路壁の水平距離が規定内にあることを確認する。 | 1 Y |
| セ 光電装置 | 作動の良否を点検する。 | 3 M |
| ソ 専用操作盤 (1号機のみ) | ① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。 | 3 M 3 M |
| タ 鏡及び手すり (1号機のみ) | 取付けの良否を点検する。 (車椅子仕様のみ) (※)調整不能の場合修理 | 3 M |
| 3 かご周囲及び昇降路 ア かごの上部の外観 | 汚れの有無を点検する。 | 3 M |
| イ 非常用救出口 | ① かご外部からの開閉の良否を点検する。 ② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベーターが停止することを確認する。 | 6 M 6 M |
| ウ 戸の開閉装置 | ① 戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。 ② 開閉機構の取付けの状態の良否を点検する。 ③ 軸受の音及び温度の異常の有無を点検する。 | 3 M 1 Y 1 Y |
| エ かご上安全スイッチ及び運転装置 | 作動の良否を点検する。 | 6 M |
| オ かごつり車及びおもりのつり車 | ① 回転時に、軸受の音及び振動の有無を点検する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否及び亀裂の有無を点検する。 | 1 Y 1 Y 1 Y |

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|-------------------|--|--------------------------|
| カ ガイドシュー又はローラーガイド | 取付け状態の良否及び摩擦の有無を点検する。 | 1 Y |
| キ 主索及び調速機ロープ | <p>① 破断、磨耗及びさびの有無を点検し、基準に適合していることを確認する。</p> <p>② 取付け状態の良否並びにダブルナット及び割りピンの劣化の有無を点検する。</p> <p>③ すべての主索が、ほぼ均等な張力であることを点検する。</p> | 1 Y 1 Y 6 M |
| ク ガイドレール及びブレケット | <p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② さび、変形、磨耗等の有無を点検する。</p> | 6 M 1 Y |
| ケ 非常止め装置 | <p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 非常止めの試験を行い、異常のないことを確認する。</p> | 1 Y 1 Y |
| コ はかり装置 | 作動した場合に警報を発し、かつ、戸が閉まらないことを確認する。 | 1 Y |
| サ つり合いおもり | 取付け状態の良否を点検する。 | 6 M |
| シ 上部ファイナルリミットスイッチ | <p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 作動の良否を点検する。</p> | 6 M 6 M |
| ス 誘導板及びリミットスイッチ | 取付け状態の良否を点検する。 | 1 Y |
| セ 中間つなぎ箱及び配管 | <p>① ケーブルの取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 昇降機に直接関係のない配管配線がないことを確認する。</p> | 1 Y 1 Y |
| ソ 着床装置 | 作動の良否を確認する。 | 1 Y |
| タ ドアインターロックスイッチ | <p>① 作動の良否を確認する。</p> <p>② 取付け状況の良否を点検する。</p> | 3 M 6 M |
| チ 給油器 | <p>① 給油機能の異常の有無を点検する。</p> <p>② 油量の適否を点検する。</p> | 6 M 6 M |
| ツ ドアクローザー | ドアの閉端で自動的に閉じる機能に異常がないことを確認する。 | 6 M |
| テ ハンガーローラー及び連動ロープ | <p>① 取付け状態及び作動の良否を点検する。</p> <p>② ハンガーのおどり止めの状態が適切であることを確認する。</p> | 6 M 6 M |
| ト ドアレール | <p>① 取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② 磨耗及びさびの有無を点検する。</p> | 6 M 6 M |
| ナ 終端階強制減速装置 | 作動の良否を点検する | 1 Y |
| ニ 昇降路 | <p>① 各出入口敷居下部の保護板の取付け状態の良否を点検する。</p> <p>② エレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。</p> <p>(※) エレベーターに係る設備以外のものがある場合撤去</p> <p>③ 昇降路のき裂及び損傷の有無を点検する。</p> <p>(※) き裂又は損傷がある場合の精密調査</p> <p>④ 地震その他の震動でかご及びロープが昇降路内の壁、機器等と接触しない措置が施されていることを確認する。</p> <p>(※) 接触の恐れがある場合の修理</p> | 1 Y 6 M 1 Y 1 Y |

| 点検項目 | 点検内容 | 周期 |
|---------------------------|--|-------------------|
| 4 乗場 ア 乗場ボタン及び表示灯 | ① 乗場ボタンの作動の良否を点検する。 ② 表示灯の球切れの有無を点検する。 ③ 取付け状態の良否を点検する。 | 3 M 3 M 3 M |
| イ インターロックスイッチ ウ ドア及び敷居 | 解錠に支障がないことを確認する。 ① ドアシュー及び敷居溝の磨耗の有無を点検する。 ② 取付け状態の良否及び戸の隙間の適否を点検する。 | 1 Y 3 M 1 Y |
| 5 ピット ア 環境状況 | ① 漏水の有無を点検する。 (※) 漏水がある場合の精密調査及び修理 ② 汚れ及びエレベーターに係る設備以外のものの有無を点検する。 (※) 汚れ又はエレベーターに係る設備以外のものがある場合の清掃又は撤去 | 6 M 6 M |
| イ 緩衝器 | ① 取付け状態の良否を点検する。 ② スプリング又はブランジャーのさびの有無を点検する。 ③ 作動油の油量の適否を点検する。 | 6 M 6 M 1 Y |
| ウ ガバナロープ用及びその他の張り車 | ① 走行中に、音の異常ないことを確認する。 ② ロープ溝の磨耗の有無を点検する。 ③ ピットの床面との隙間の適否を点検する。 | 3 M 1 Y 1 Y |
| エ 移動ケーブル | ① かごの運行時に、揺れ及びねじれに異常のないことを確認する。 ② 取付け状態の良否及び損傷等の有無を点検する。 | 1 Y 1 Y |
| オ 下部ファイナルリミットスイッチ | ① 取付け状態の良否を点検する。 ② 作動の良否を点検する。 | 1 Y 6 M |
| カ つり合いロープ（鎖）及び取付け部 | 取付け状態の良否及びさび、磨耗、破断等の有無を点検する。 | 1 Y |
| キ つり合いおもり底部隙間 | かごが最上階に着床している時のつり合いおもりと緩衝器との距離及びかごが最下階に着床している時のかごと緩衝器との距離が規定値にあることを確認する。 | 1 Y |
| ク 耐震対策 | 地震その他震動で、かごがピット内の機器と接触しない措置が施されていることを確認する。 (※) 接触の恐れがある場合の修理 | 1 Y |
| 6 付加装置 ア 地震時管制運転装置 | 動作の良否を点検する。 | 1 Y |
| イ 停電時自動着床装置 | 動作の良否を点検する。 | 1 Y |
| ウ 車椅子仕様 | 動作の良否を点検する。 | 1 Y |
| エ オートアナウンス装置 | 動作の良否を点検する。 | 6 M |

装置の整備及び消耗部品の交換

次の事項について、整備及び交換を行うこと。

1 運行整備計画に基づく装置の整備

| 学部区分 号機 マシン番号 | 測定値 | 国際学生寮「さくら」 |
|---------------------|-----|------------|
| | | 標準型エレベーター |
| | | 56NU4360 |
| 作業 部位 | | |
| 制御盤 | ※ | ○ |
| 油圧ユニット | ※ | |
| 巻上機・調速機 | ※ | ○ |
| 電磁ブレーキ | ※ | ○ |
| 乗場ドア | ※ | ○ |
| かご上 | ※ | ○ |
| ドア駆動装置 | | ○ |
| かごドア | ※ | ○ |
| かご内 | | ○ |
| 塔内 | | ○ |
| ピット | ※ | ○ |
| 付加仕様装置 | | ○ |

(注) 1. ○…運行整備を実施する項目（消耗品部品の交換も含む）

(注) 2. 各作業周期は装置の稼動時間に適応した製造者推奨の保全設計周期によるものとする。

(注) 3. 測定値欄に※印がある項目については、測定値管理を行うものとする。（下記3項参照）

2 測定値管理項目(※…測定値記録)

| 区分 | No. | 作業内容 | ロープ式 |
|--------|-----|----------------------------|------|
| 制御盤 | 1 | 各回路絶縁測定 | ※ |
| 油圧ユニット | 1 | 圧力・温度設定測定 | - |
| 電磁ブレーキ | 1 | ブレーキパッド隙間測定 | ※ |
| | 2 | 制動バッテリ値、ブランジヤーストローク・ギャップ測定 | ※ |
| | 3 | 制動力測定 | ※ |
| 巻上機 | 1 | 綱車・溝の磨耗測定 | ※ |
| 調速機 | 1 | 走行速度・加速スイッチ動作測定 | ※ |
| 乗場ドア | 1 | 乗場ドア相互間・ドアと三方枠間隙測定良否判定 | ※ |
| かご上 | 1 | 主索（平型ロープ）の測定 | ※ |
| かごドア | 1 | かごドア相互間・かごドアと前柱間隙測定良否判定 | ※ |
| ピット | 1 | つりあい重り、底部隙間測定 | ※ |
| その他 | 1 | 秤装置負荷試験測定 | ※ |

3 分解整備及び部品交換

制御リレー接点(L/M、INS)、電磁ソレノイド、チャージャー基板、停電時管制運転用バッテリー、停電灯バッテリー、制御電源装置、インターホンバッテリー、インターホン電源装置、チャージャー基板、巻上機ギアオイルなど、適切な時期に保守として分解整備及び部品交換を確実に行うこと。

なお、分解整備及び部品交換の詳細な計画が決まった場合は、年度当初に実施計画書内に具体的に記載して提出すること。

仕様書

1 業務名

化学マット交換業務

2 業務内容

(1) 共通仕様

- ア 薬品加工した防塵マットであること。
- イ 防炎機能付きとすること（屋外用は除く）
- ウ 色はグレー系とすること。
- エ ゴムベース付きとすること。

(2) 規格・数量等

| 区分 | 数量 | サイズ | 規格等 |
|----|----|---------------|--|
| A | 1枚 | 約150cm×約250cm | ①吸水性の高いものとすること。 ②ブラッシング効果があるものとすること。 ③土砂等の除塵に優れたものとすること。 |
| B | 1枚 | 約90cm×約150cm | ①吸水性の高いものとすること。 ②ブラッシング効果があるものとすること。 ③土砂等の除塵に優れたものとすること。 |
| C | 1枚 | 約90cm×約150cm | ①屋外設置として優れたものであること。 ②ブラッシング効果があること。 ③土砂等の除塵に優れたものとすること。 ④吸収性の高いものとすること。 |

(3) 取り換え時期

毎月2回、取替を行うものとする。

3 その他

この仕様書に疑義が生じたとき、又は定めがない事項については、発注者・受注者で協議してこれを定めるものとする。

仕様書

1 業務名

自動ドア設備保守点検業務

2 目的

本業務は、学生寮「もみじ」、国際学生寮「さくら」の自動扉開閉装置の性能を維持し、常に安全かつ良好な運転状態を保つため保守点検を行う。

3 保守点検対象物件

【学生寮「もみじ】

| 品目 | 場所 | 数量 |
|--------------|--------|----|
| DS-60型引分エンジン | 1階正面玄関 | 1台 |

【国際学生寮「さくら】

| 品目 | 場所 | 数量 |
|--------------------------------|--------|----|
| エンジン装置機種M440 コントローラー SMD200 | 1階正面玄関 | 2台 |

4 業務内容

(1) 実施時期

別紙1保守点検作業表に基づき、3か月に1回定期的に行う（6、9、12、3月）に実施する。

(2) 保守点検項目

別紙1保守点検作業表のとおり。

(3) 緊急保守点検

故障等のため発注者から連絡があった場合、受注者は、直ちに無償で正常な状態に修理しなければならない。

ただし、5(1)の除外事項にかかるものは除く。

5 業務上の留意事項

(1) 除外事項

ア 保守物件の改造及び移設に関する作業

イ 発注者の使用上の不備、誤りによる故障の修理

ウ 天災、不測の事故、不可抗力による故障の修理等

エ オーバーホール

(2) 保守部品

定期点検及び故障の際の部品交換は受注者の負担とする。

(3) 報告

ア 受注者は、あらかじめ業務に従事する責任者並びに従業員の氏名を報告し、発注者の承認を得なければならない。責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。

イ 受注者は、委託業務実施報告書を発注者の承認を受けた様式により、定期点検完了後速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

6 その他

業務を実施するに当たっては、受注者は発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法等を決定するものとする。

保 守 点 檢 作 業 表

| 点 檢 | | 項 目 | |
|---------------------------------|--|-----------------------|---|
| ド ア ・ サ ツ シ 部 | 1 ステッカーの確認 2 異常音 3 ガイドレール内の異物(ゴミ等) 4 無目点検カバーの緩み 5 ドアの変形等異常の有無 6 全閉時の戸先の隙間 7 ドアとガイドレールの隙間 8 ドアと無目の隙間 9 ドアと中間方立の隙間 10 召し合わせ・戸当たりゴムの摩耗 11 振れ止めの摩耗、ビスの緩み | 制 御 裝 置 | 1 電源スイッチの作動 2 制御装置(コントローラー及びリードスイッチの締め付け) 3 開き速度 4 閉じ速度 5 開き保持時間 |
| 懸 架 部 | 1 ドアストローク 2 ハンガーレールの汚れ 3 ハンガーレールの摩耗 4 ハンガーレールの締め付け 5 シャクリ止めの隙間 6 シャクリ止めの摩耗・損傷 7 吊戸車の汚れ 8 吊戸車の摩耗・損傷 9 吊戸車の締め付け 10 ストップバーの締め付け | セ ン サ 部 | 1 センサーの取り付け (取り付けビス、検出面の汚れ) 2 センサーの作動 (検知範囲、感度) 3 安全光線スイッチの取り付け (取り付けビス、検出面の汚れ) 4 安全光線スイッチの作動 |
| 動 力 部 ・ 作 動 部 | 1 異常音 2 作動時の円滑性 3 駆動装置(モータユニット、従動ユニット)の締め付け 4 ベルトの摩耗破損 5 ベルトの張り 6 ベルト連結金具の締め付け 7 手動開閉 | 電 氣 回 路 | 1 配線の引っ掛け 2 断線 3 電線被覆の亀裂 4 電線の接続 5 電線のまとめ方 |
| | | 総 合 動 作 | 1 総合動作 (通常開閉・反転動作) |
| | | そ の 他 | |

仕 様 書

1 業務名

浴槽ボイラー・ろ過装置保守点検業務

2 目的

この業務は、広島市立大学学生寮「もみじ」の浴槽ろ過装置及びボイラーの性能を維持し、常に安全かつ良好な状態を保つため保守点検を行う。

3 保守点検対象物件

| 品 目 | 数 量 |
|----------------------|--------|
| ① 浴槽ろ過装置 SBFD(M)-6 2 | 2 台 |
| ② ボイラー CVS-2702GTWC型 | 1 台 |

4 保守点検作業の内容

- (1) 浴槽ろ過装置及びボイラーの保守点検を別紙保守点検作業表に基づき、年3回（6月、10月、2月）行う。
- (2) 浴槽ろ過装置薬液注入口及びコックの清掃を年2回（6月、10月）行う。
- (3) 薬液注入口及びコックの新品取替を年1回（2月）行う。
- (4) 次亜塩素酸ナトリウム溶液（12%、20kg）の補充を1箱ずつ年4回（4月、6月、10月、2月）行う。

5 業務上の留意事項

- (1) 寮生活の支障とならないように実施すること。
- (2) 保守点検作業中、各機器の部品の取替えその他修理を要する箇所を発見した場合、受託者は委託者の指示を受けるものとする。
- (3) 業務実施に伴って生じる修理については、受注者の負担とする。

6 報 告

- (1) 受注者はあらかじめ発注者に対して、業務に従事する責任者並びに従業員の住所・氏名を報告しなければならない。責任者及び従業員に変更があったときも、また、同様とする。
- (2) 受注者は、業務の実施計画を速やかに提出し、発注者の承認を受けるものとする。
- (3) 受注者が業務を実施したときは、その都度、委託業務実施報告書を速やかに作成し、発注者の承認を受けなければならない。

7 その他の

この仕様書に疑義があるとき、または定めのない事項については、受注者・発注者が協議して定めるものとする。

点検日

ガス焚きボイラー点検表

| 点検項目 | | 点検方法及び実測値 | | 判定 |
|--------------|----------------|--------------------------------------|----------|----|
| ボイラー本体 | 外見・ケーシング | 目視点検(腐食等) | | |
| | 燃焼ガスリーク | 洩れ有無確認 | | |
| | 炉内(火室内) | 目視点検(汚損等) | | |
| | 缶体・配管漏水 | 目視点検 | | |
| | 真空リーク | 連成計指針確認及び手動抽気での確認 | | |
| | 煙道(機械室内) | 目視点検 | | |
| | 煙道ダンパー | 目視点検(損傷のないこと、作動確認、固定具合、全開にしておく) | | |
| | 覗き窓ガラス | 目視点検及び清掃 | | |
| 燃焼装置 バーナー | バーナーモーター | 作動確認(異音有無確認) | 電流実測値: A | |
| | インペラ | 目視点検 | | |
| | 着火棒(ガイシ含む) | 目視点検・取外し清掃 | | |
| | フレームロッド(ガイシ含む) | 目視点検・取外し清掃 | | |
| | ガストレーナー | 目視点検・取外し清掃 | | |
| | パイロットガバナ | 作動確認(異音有無確認) | | |
| | パイロット電磁弁 | 作動確認(異音有無確認) | | |
| | メイン遮断弁 | 作動確認(異音有無確認) | | |
| | パイロットノズル | 目視点検・取外し清掃 | | |
| 電装機器 | 燃料ガスリーク | ガスリークテスター検査実施 | | |
| | マイコンコントローラ | 運転確認(制御機能確認) | | |
| | 電磁開閉器(サーマル) | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | 補助リレー | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | ヒューズ | 目視点検 | | |
| 燃焼状態 | サーミスターセンサー | 目視点検 | | |
| | 缶水設定温度 | マイコンコントローラー設定値 ON °C OFF °C | | |
| | ガス圧チェック | メイン燃焼時測定 上流(1次圧力): MPa 下流(2次圧力): MPa | | |
| | エアーダンパー開度 | メイン燃焼時設定値 # | | |
| | 燃焼排ガス温度 | メイン燃焼時測定 °C | | |
| | 燃焼排ガス酸素量 | メイン燃焼時測定 % | | |
| | 燃焼排ガス一酸化炭素 | メイン燃焼時測定 PPM | | |
| 電源 | フレーム電流値 | メイン燃焼時: μA パイロット燃焼時: μA | | |
| | 運転電圧測定値 | テスター測定 実測値 R-S: V S-T: V R-T: V | | |
| | 絶縁測定 | メガ-テスター測定 実測値: MΩ | | |
| 安全・付属部品 | 溶解栓・真空スイッチ | 目視点検 | | |
| | 温度ヒューズ | 目視点検 | | |
| | サーミスターセンサー | 目視点検 | | |
| | 連成計 | 指針目視確認 | | |
| | ガス圧スイッチ(低) | 作動確認 ⇒ 運転停止時作動確認 | | |
| | 抽気ポンプ | 作動確認(異音有無確認) | | |
| | 抽気三方電磁弁 | 作動確認(異音有無確認) | | |
| その他 | 熱交換器 | 水漏れ目視点検 | | |
| | 浴槽補給水装置 | 水漏れ・異音点検 | | |
| | 給湯循環1次ポンプ | 水漏れ・異音点検 | | |
| 備考 | 給湯循環2次ポンプ | 水漏れ・異音点検 | | |

点検日

浴槽ろ過装置点検表()

| 点検項目 | | 点検方法及び実測値 | | 判定 |
|--------|------------|------------------------------------|--|----|
| ろ過装置本体 | ろ過槽外見 | 目視点検 | | |
| | マンホールパッキン | ※1 目視点検 | | |
| | ろ過材点検 | ※1 目視点検 | | |
| | ろ過材量測定 | ※1 ろ過材表面より散水管上部間(標準値:250mm実測値: mm) | | |
| | ろ過配管 | 水漏れ目視点検 | | |
| | ヘーキヤツチヤー | 目視点検・フィルター清掃 | | |
| | ろ過循環ポンプ | 水漏れ・異音点検 | | |
| | 電動3方ボール弁 | 作動確認 | | |
| | ボール弁 | 作動確認 | | |
| | 温度センサー | 目視点検 | | |
| | 自動空気抜き弁 | 目視点検・取外し水清掃 | | |
| | サイフォンブレーカー | 目視点検・取外し水清掃 | | |
| | 熱交換器 | 水漏れ目視点検 | | |
| | 圧力計 | 目視点検 | | |
| 薬注装置 | 薬注タンク | 目視点検 | | |
| | 注入口チャック弁 | 分解清掃 | | |
| | 薬注ポンプ | 作動確認 設定値:ストローク: ピッチ: | | |
| | 薬注ホース | 液漏れ目視点検 | | |
| | 残留塩素残量 | 目視点検 | | |
| 制御盤 | 制御基板・表示ランプ | 目視点検 | | |
| | マグネットリレー | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | サーマルリレー | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | 補助リレー | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | タイマー | 接点の損傷・ゆるみの有無 作動確認 | | |
| | ヒューズ | 目視点検 | | |
| 運転状態 | ろ過運転 | 電流値 実測値: A | | |
| | ろ過圧力 | 実測値: MPa | | |
| | 運転時間 | 設定値 | | |
| | 逆洗運転 | 電流値 実測値: A | | |
| | 逆洗圧力 | 実測値: MPa | | |
| | 運転時間 | 設定値 | | |
| | 運転電圧測定値 | テスター測定 実測値 R-S: V S-T: V R-T: V | | |
| | 絶縁測定 | メガーテスター測定 実測値: MΩ | | |
| | 浴槽設定温度 | 設定値: °C | | |
| | その他 | 浴槽補給水装置 水漏れ・異音点検 作動確認 | | |
| | 浴槽補給水温度 | 設定値 °C | | |
| | ろ過昇温循環ポンプ | 水漏れ・異音点検 | | |
| 備考 | | | | |

※1:年1回10月 ろ過槽マンホールを開放し、ろ過槽内部及びろ過材の点検を実施する。

仕様書

1 業務名

地下ピット内地下水くみ上げ業務

2 業務内容等

(1) 学生寮「もみじ」地下ピットの容量等

| 区分 | 容量 | 数量 | 構造 | 点検口の場所 |
|-----|--------------------------------|----|----|-------------------|
| ピット | 399.51 m ³ 1.55H | 1式 | 地下 | 男・女 脱衣室入口（2か所） |

(2) 業務の実施方法等

ア 浴室内の照明、換気等については十分注意して、事故防止に努めること。

イ 地下ピット内の沈積物質、浮遊物質等の除去を行うこと。

ウ 排水は、完全に行うこと。

(3) 業務にあたっての留意事項

ア 漏水、水漏れに注意しきみ上げ排水を行うこと。

イ 受託者は、業務に支障を生じないよう人員を配置し、業務に従事させなければならない。

ウ 業務従事者は、常に健康状態に留意するとともに、健康診断を受けた者とし、健康状態の不良の者は、業務に従事させないこと。

エ 作業衣及び使用器具は、くみ上げ専用のものとすること。

また、業務の実施にあたっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、業務が衛生的に行われるようすること。

オ 業務の履行に際しては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法の詳細について定めるものとする。

3 報告事項等

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名等を報告しなければならない。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。

(2) 業務報告書は、次の事項を記載して業務完了後速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

ア 業務実施年月日

イ 業務実施者氏名

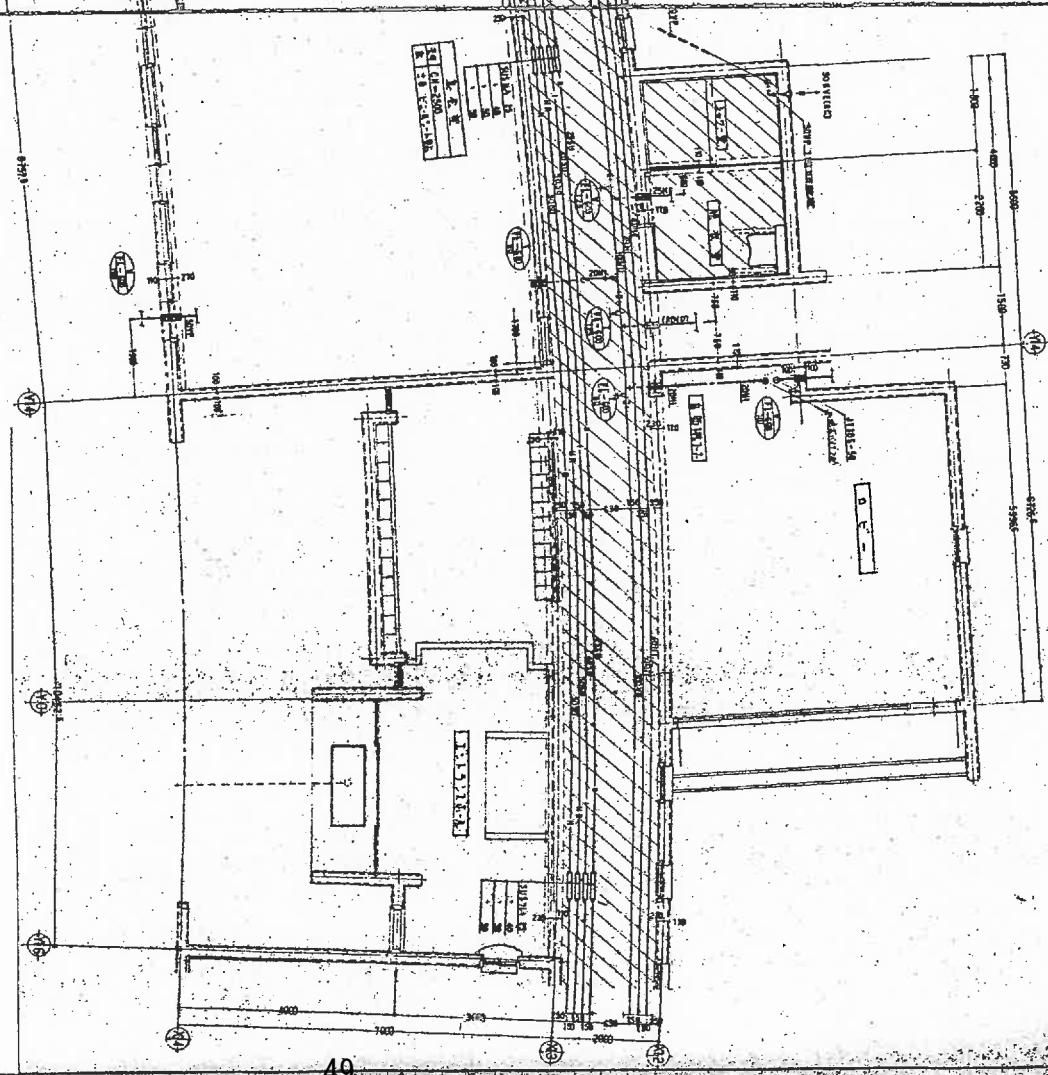
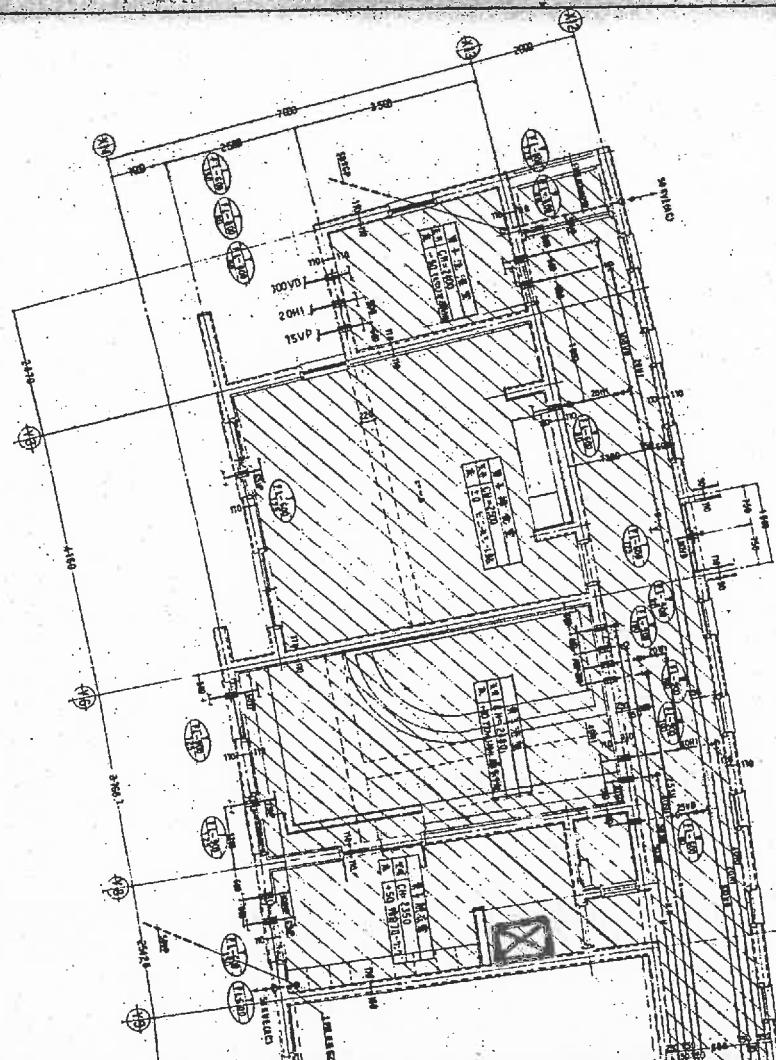
ウ 作業内容

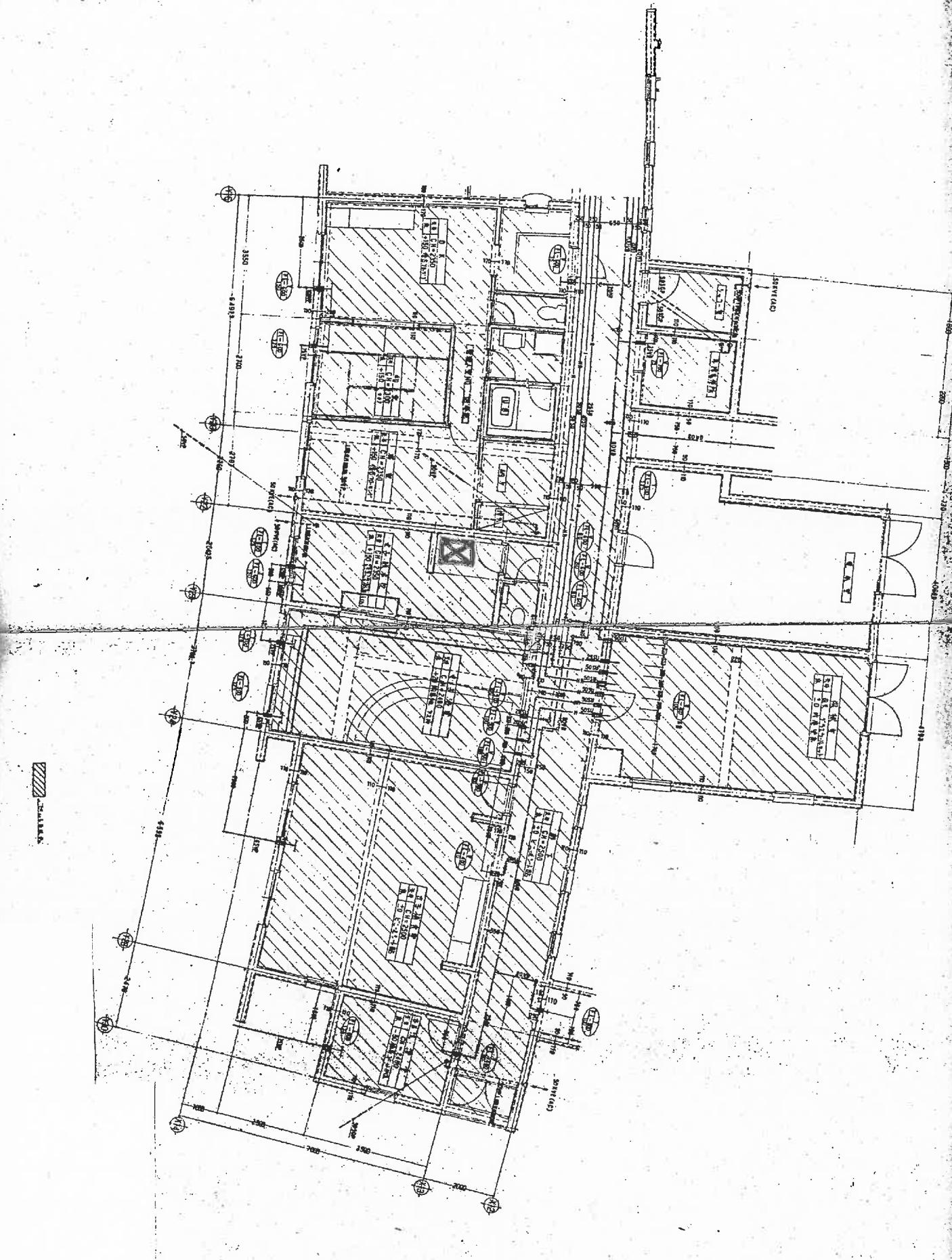
エ 使用器具名

なお、業務実施報告書には、当該業務の実施前及び実施後の状況写真を添付すること。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。





仕 様 書

1 業務名

高架水槽清掃業務

2 業務内容等

(1) 高架水槽の容量等

| 区分 | 容量 | 数量 | 構造 | 設置場所 |
|------|----------------------|----|-----|--------------|
| 高架水槽 | 1. 43 m ³ | 1基 | FRP | 学生寮「もみじ」C棟屋上 |

(2) 業務の実施方法等

- ア 高架水槽内の照明、換気等については十分注意して、事故防止に努めること。
- イ 高架水槽内の沈積物質、浮遊物質、壁面の付着物質等の除去を行うこと。また、貯水槽周辺の清掃及びボールタップ、満減水装置等の点検を行うこと。
- ウ 洗浄汚水の排水は、完全に行うこと。
- エ 高架水槽の清掃終了後、塩素系薬剤を用いて水槽内の消毒を行うこと。なお、消毒排水の排除は完全に行うこと。
- オ 高架水槽内の水張り後、色度、濁度、味、臭気及び残留塩素の水質検査を行うこと。
なお、水質検査の内容については別表のとおりとすること。

(3) 業務にあたっての留意事項

- ア 高架水槽周辺部への漏水、下層階への水漏れに注意し排水を行うこと。
- イ 受注者は、業務に支障を生じないよう人員を配置し、業務に従事させなければならぬ。
- ウ 業務従事者は、常に健康状態に留意するととともに、健康診断を受けた者とし、健康状態の不良の者は、業務に従事させないこと。
- エ 作業衣及び使用器具は、高架水槽の清掃専用のものとすること。また、業務の実施に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、業務が衛生的に行われるようすること。
- オ 業務の履行に際しては、発注者と事前に協議して、業務の日時、作業方法の詳細について定めること。

3 報告事項等

- (1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従業員の氏名等を報告しなければならない。現場責任者又は従業員に変更があったときも、また同様とする。
- (2) 委託業務報告書は、次の事項を記載して業務完了後速やかに提出し、発注者の確認を受けるものとする。
 - ア 業務実施年月日
 - イ 業務実施者氏名
 - ウ 作業内容
 - エ 使用消毒剤名
 - オ 使用器具名
 - カ 水質検査結果
 - ・業務完了後の水質検査は、高架水槽から一番遠方にある蛇口から採水すること。
 - ・業務実施報告書は、当該業務の実施前及び実施後の状況写真を添付すること。

4 その他

この仕様書に疑義があるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議の上、定めるものとする。

(別表)

| 区分 | | | |
|------|---------------------|------------|------------|
| 水質検査 | 一般細菌 | 鉄及びその化合物 | P H 値 |
| | 大腸菌 | 銅及びその化合物 | 味 |
| | 鉛及びその化合物 | 塩化物イオン | 臭気 |
| | 硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素 | 蒸留残留物 | 色度 |
| | 亜鉛及びその化合物 | 有機物 | 濁度 |
| | 亜硝酸態窒素 | | |
| | シアノ化物イオン及び 塩化シアノ | ジブロモクロロメタン | ブロモジクロロメタン |
| | クロロ酢酸 | 臭素酸 | ブロモホルム |
| | クロロホルム | 総トリハロメタン | ホルムアルデビド |
| | ジクロロ酢酸 | トリクロロ酢酸 | 塩素酸 |

仕 様 書

1 業務名

学生寮及び国際学生寮ハウスクリーニング業務

2 業務内容

(1) 作業内容

発注者は、広島市立大学学生寮「もみじ」個室（別図1）及び国際学生寮「さくら」ユニット個室（別図2）の美化及び衛生環境を保つため本業務を実施する。受注者は、以下の作業項目、作業内容に従って適切に行うものとする。

なお、ハウスクリーニングの実施については、発注者から受注者に指示する。受注者のハウスクリーニング作業日時は、作業の指示日の概ね1週間以内とするが、これにより難い場合は発注者と協議の上、定めるものとする。

ア 個室（学生寮「もみじ」）

| 作業項目 | 作業内容 |
|--------------|---|
| 壁・天井・照明器具 | すす払いを実施する。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみ等の汚れを落とす。 |
| エアコン | 分解内部洗浄を行う。 |
| 床 | 掃除機等で吸塵し、雑巾がけを行う。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドが置いてある箇所もベッドを動かした上で、同様に掃除をし、ベッドを元の位置に戻す。 |
| バルコニー | デッキブラシにて擦り洗い、排水口・目皿洗浄、ごみ処理（落ち葉、鳥のフン等）、室外機、物干し竿は汚れを拭き取る。 |
| 窓回り | ガラス、サッシ枠、網戸洗剤洗浄及びカーテンレール洗剤拭き清掃を行う。 |
| 机、椅子、収納棚、ドア等 | タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。 |
| ベッド等 | マットレスは、専用の掃除機等で吸塵し、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。 |

イ ユニット個室（国際学生寮「さくら」）

| 作業項目 | 作業内容 | |
|-----------------|---|--|
| 壁・天井・照明器具 | すす払いを実施する。なお、必要に応じて専用洗剤などでしみ等の汚れを落とす。 | |
| エアコン | 分解内部洗浄を行う。 | |
| タイルカーペット | 除塵 | 掃除機等で吸塵する。汚れ等が付着した部分は、カーペットスイーパーで回収して除塵する。 |
| | しみ取り | 必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。 |
| バルコニー | デッキブラシにて擦り洗い、排水口・目皿洗浄、ごみ処理（落ち葉、鳥のフン等）、室外機・給湯器拭き掃除、物干し竿は汚れをふき取る。 | |
| 窓回り | ガラス、サッシ枠、網戸洗剤洗浄及びカーテンレール洗剤拭き清掃を行う。 | |
| 机、椅子、クローゼット、ドア等 | タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。 | |
| ベッド等 | マットレスは、専用の掃除機等で吸塵し、必要に応じて専用洗剤などでしみを落とす。ベッドは、タオルで水拭き又は適正洗剤を用いるか、ダストクロスを利用して表面及び中を拭く。 | |

ウ ハウスクリーニング業務の年間予定個室数

学生寮「もみじ」：43室

国際学生寮「さくら」：96室

※ 退寮者数が現時点未確定のため、実施する個室数を保証するものではない。
(2024年度実施実績)

学生寮「もみじ」：21室、国際学生寮「さくら」：65室

(大半の実施は毎年3月20日の寮生退寮後に実施見込み)

(2) 業務実施方法

- ア 従業員は、受託者名入りの名札を着用するものとする。
- イ 作業終了後は、指定した場所に、機具、資材を整理して格納するものとする。
- ウ 本業務で発生した廃棄物等の処理は、受注者において行うこと。
- エ 受注者は、業務中に、建物、備品及びその他寮設備等について破損箇所又は異常箇所を発見した際には、発注者に報告をすること。
- オ 受注者は作業終了日の翌日までに本学が指定する委託業務実施報告書を発注者に提出すること。
- カ 委託業務実施報告書提出後、実施報告書に記載の内容を満たしていないと発注者が判断した場合は、発注者は受注者に対して再度の作業を指示し、受注者はその指示に従うこと。

(3) エアコン清掃方法（学生寮「もみじ」・国際学生寮「さくら」共通）

以下の手順に従い、エアコンの分解内部洗浄を行うこと。なお、部品等は丁寧に扱い、破損等が起きないように努めること。

【手順】

- ① 部屋が汚れないよう該当機器の周辺（3m×3m程度）を養生し、外装パネル、フィルター、水受け皿、各種装置をはずす。
- ② ファンを取り外し、熱交換器やその周辺を高圧洗浄、専用薬剤を使用すること。ただし、使用する薬剤については、事前に協議する。
- ③ 薬剤を空調内部に残さないよう、高圧水ですすぎ落とす。
- ④ 取り外した外装パネル、フィルター、ファン、水受け皿を専用薬剤で水洗いし、充分水分を除去する。
- ⑤ 内部に水分が残っていないことを確認したのち、復旧する。
- ⑥ 復旧後は、稼働させ、異音が発生しないか確認する。
- ⑦ 作業中、経年劣化等による破損・摩耗・消耗箇所が発見された場合は、発注者と協議する。
- ⑧ 周辺も現状復帰させる。

なお、清掃が原因でエアコン等の動作に不具合が生じた場合は、その復旧について受注者の負担で対応すること（ただし、部品の生産終了等により修繕が不可能であり、エアコン機器本体の交換が必要な場合はこの限りでない。）。

3 費用の負担等

本業務を実施するにあたっての必要な経費のうち、次に掲げる費用については、発注者が負担するものとする。ただし、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

- ・電気料、水道料及びガス料

4 その他

この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

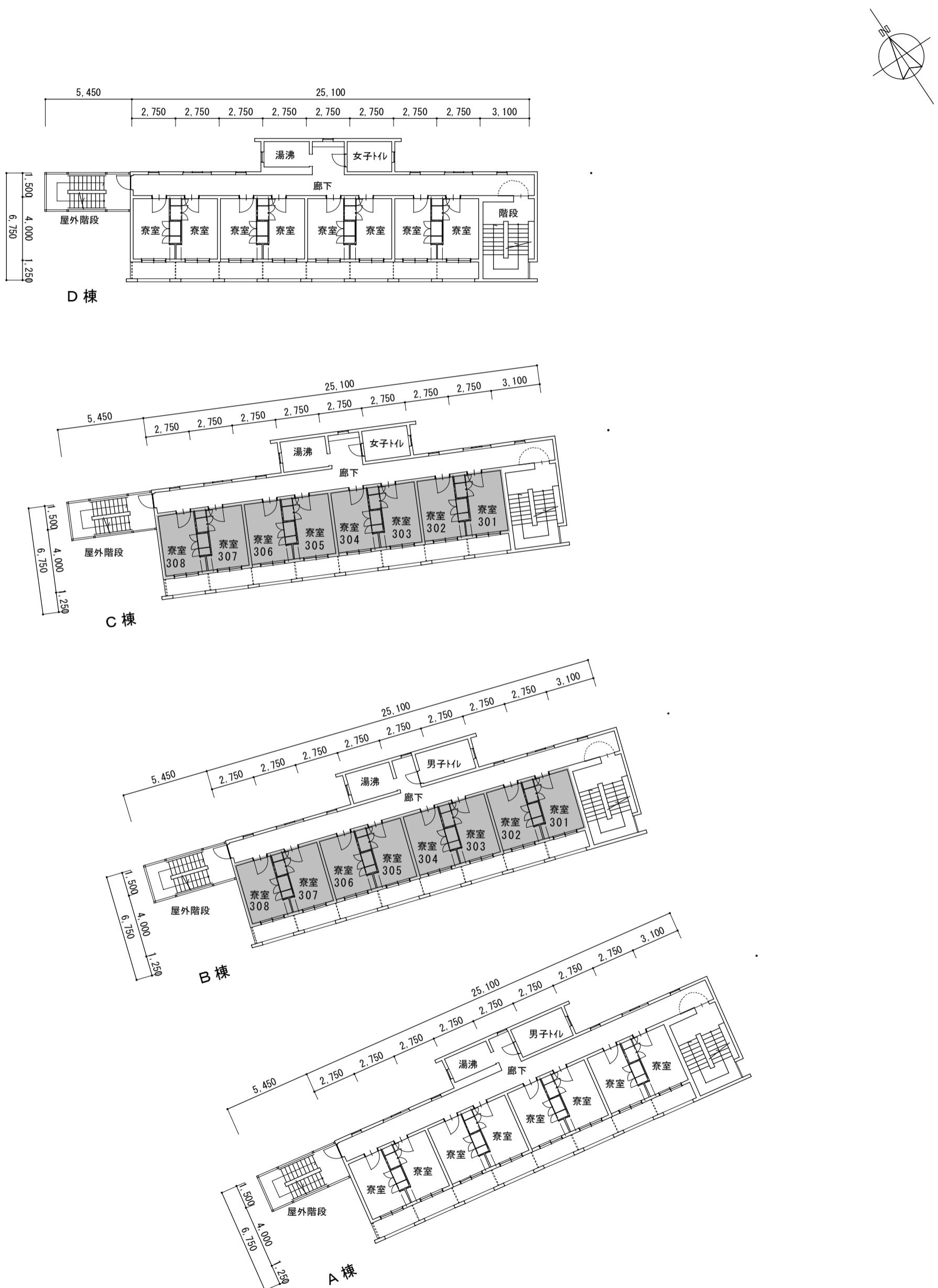
1階平面図 1/250

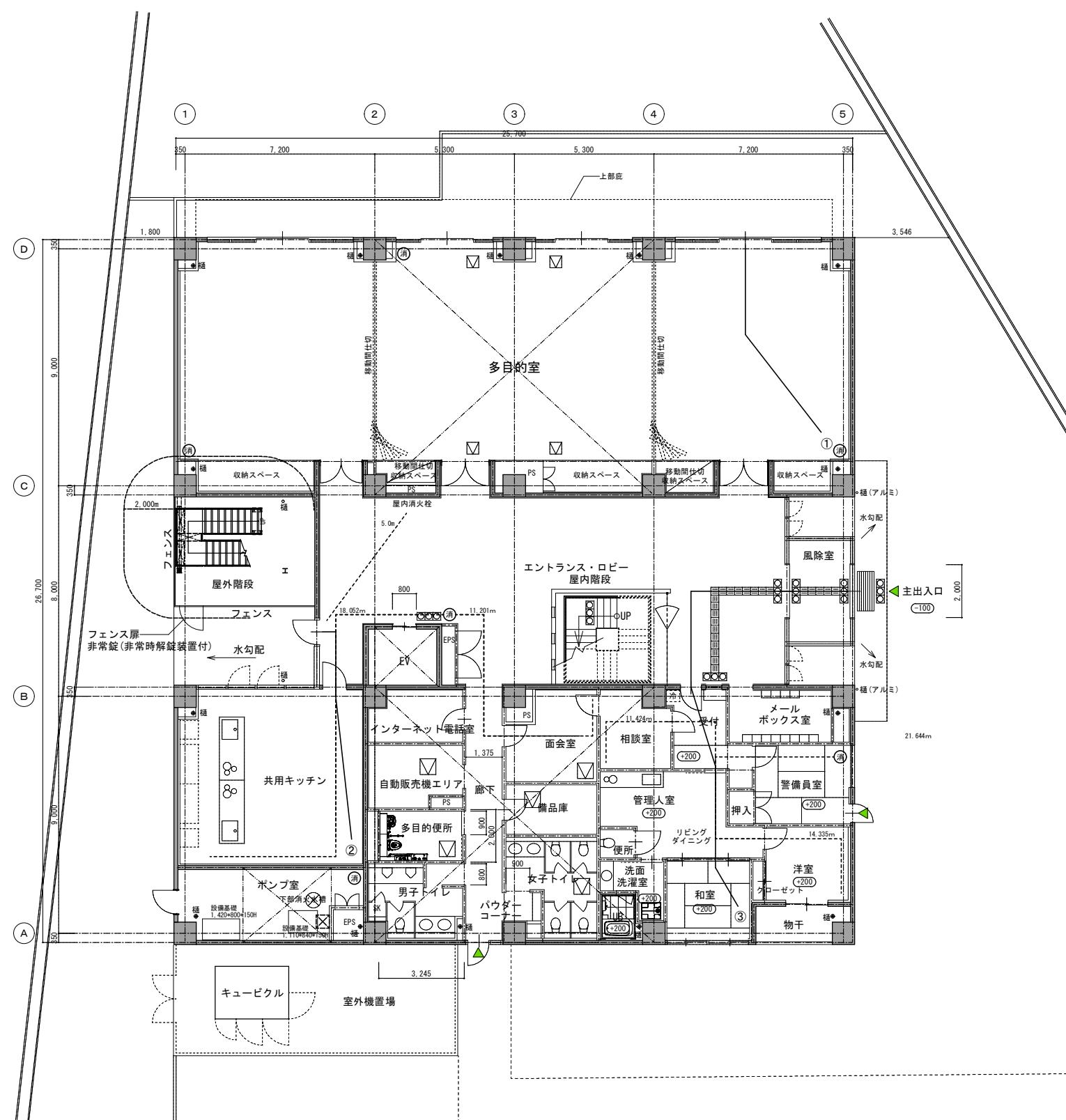


2階平面図 1/250

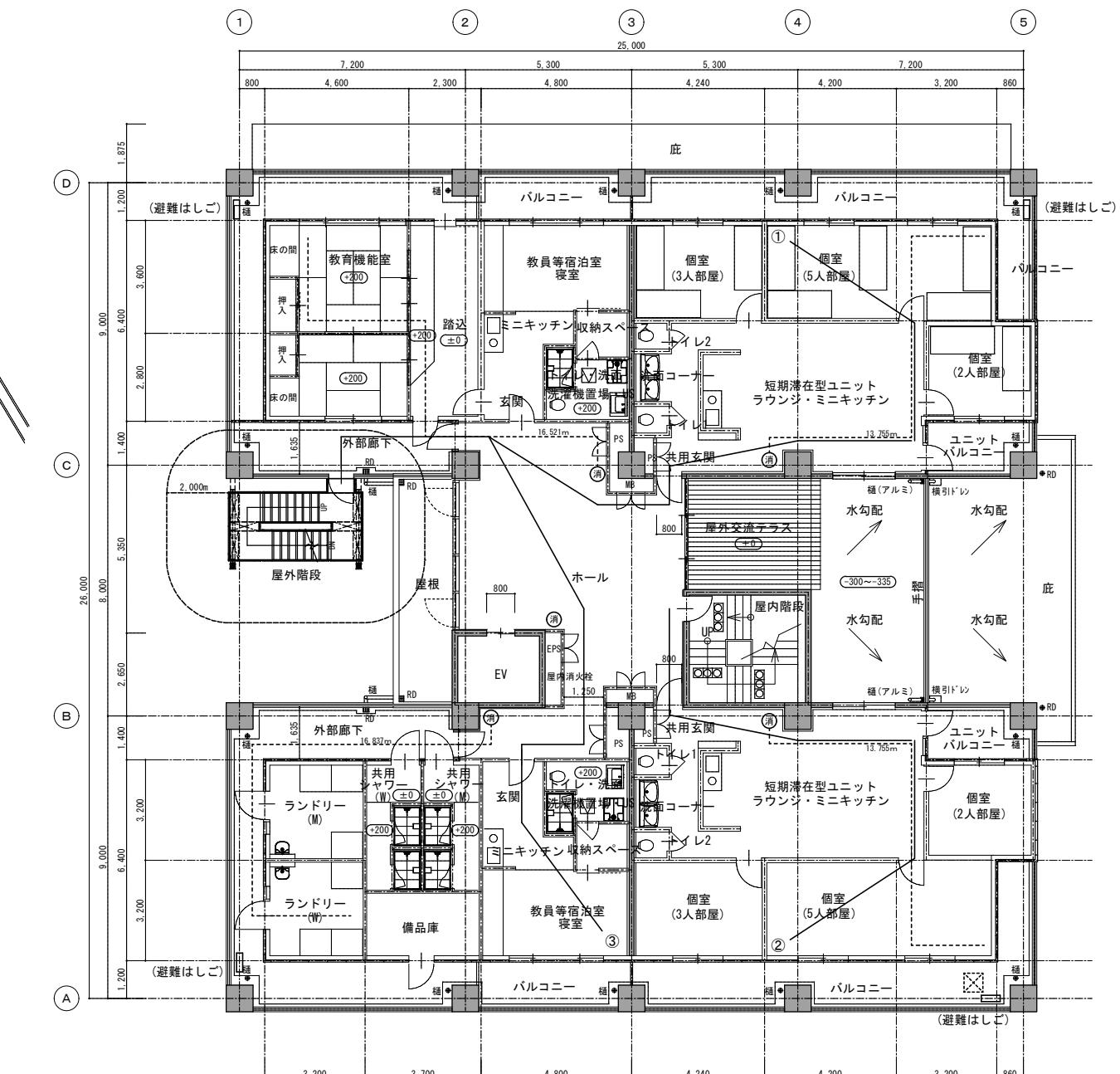


3階平面図 1/250





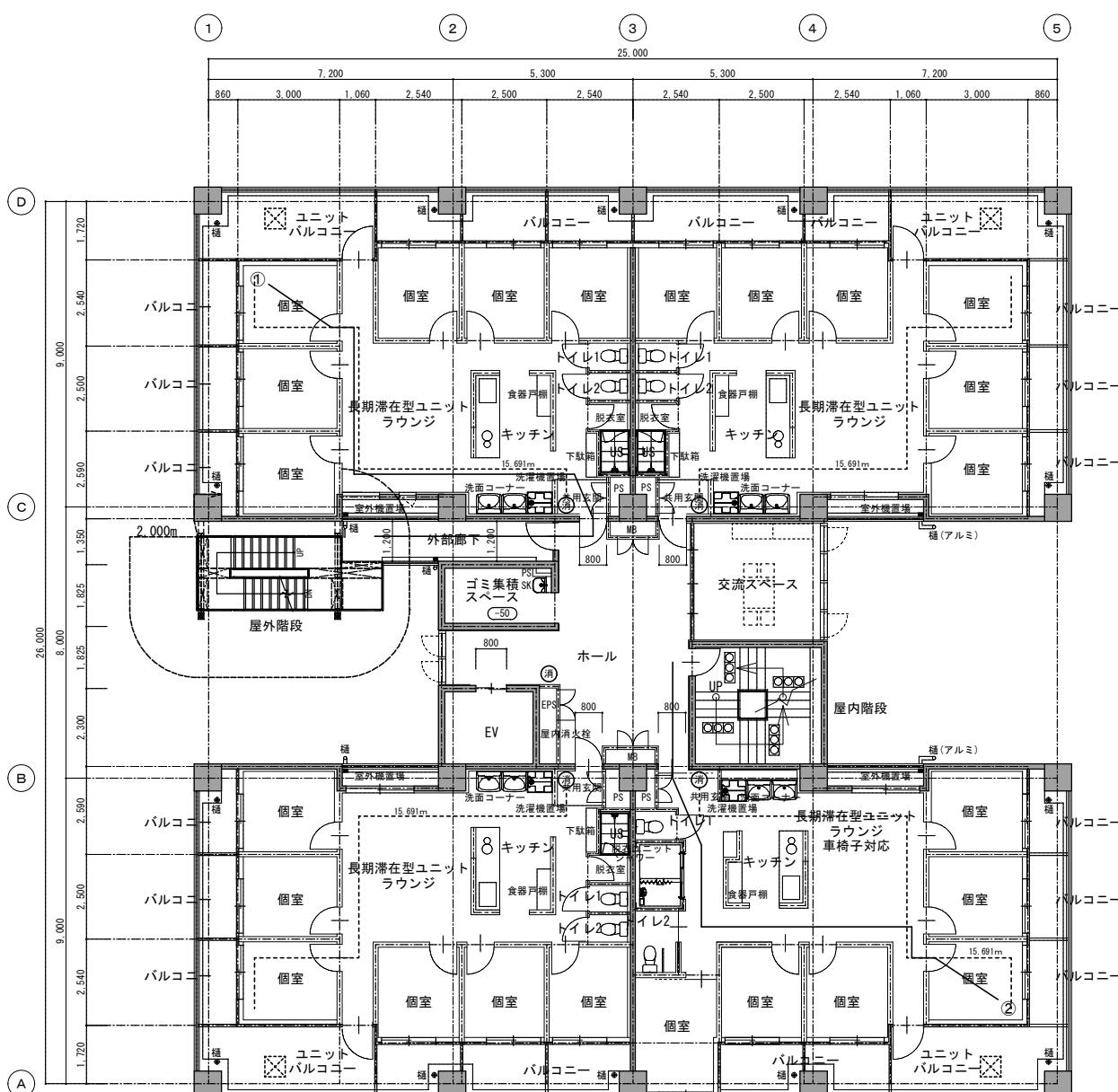
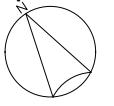
1階平面図 S=1/100



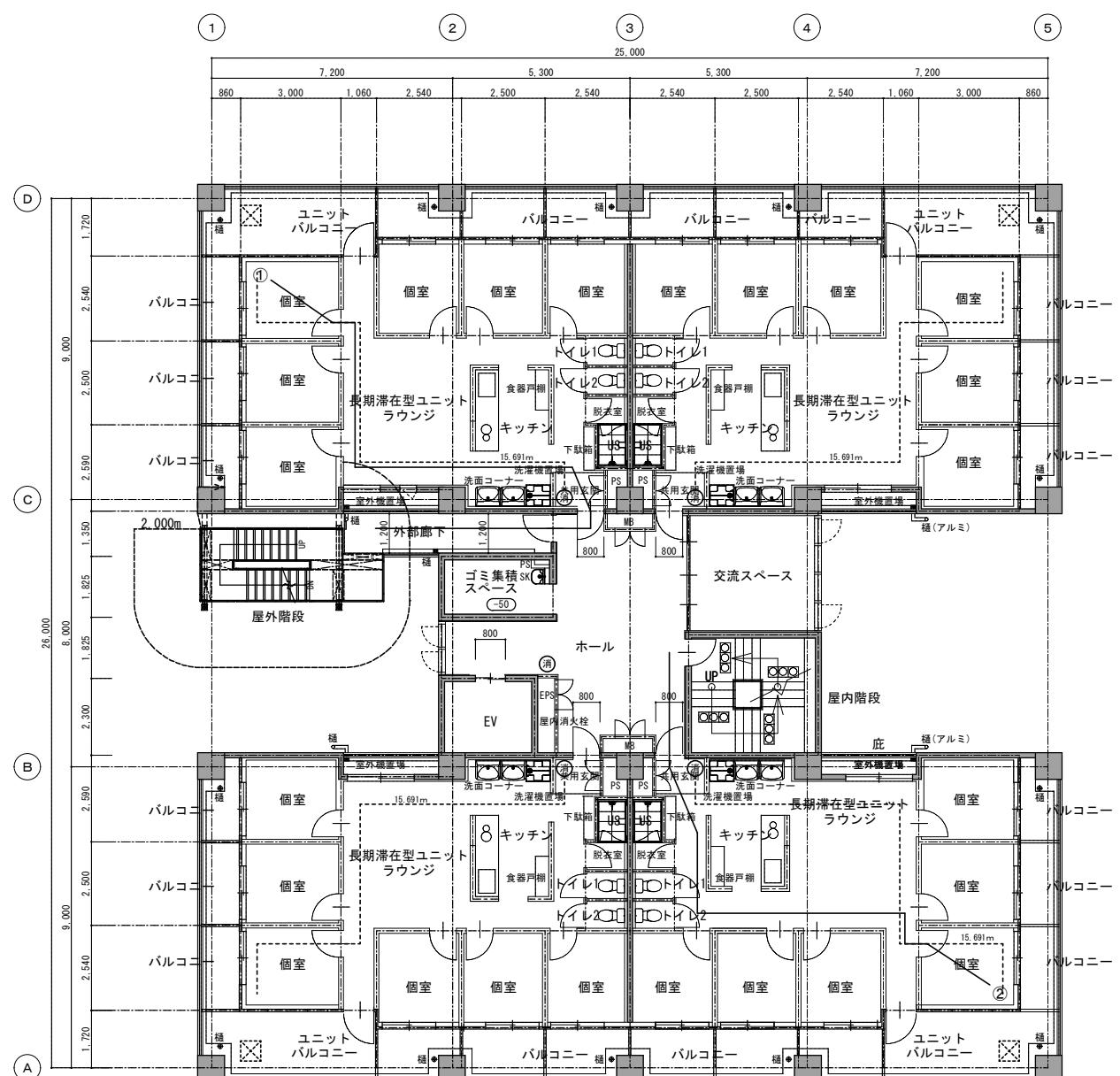
2階平面図 S=1/100

| | | | | | | |
|---|--|--------------------------------|--------------------------|------------|--|--------------------|
| 凡 | | 鉄筋コンクリート | <input type="checkbox"/> | 床下点検口 600角 | | 視覚障害者誘導用ブロック（線状） |
| | | 軽量鉄骨下地仕切 | | 避難ハッチ | | 視覚障害者誘導用ブロック（点状） |
| 例 | | ECP t=60 | | ルーフドレン | | 消火器設置位置を示す（ABC10型） |
| | | 床下ピット範囲 | | マンホール 600φ | | |
| | | FLからのレベルを示す (特記なき限りFL±0とする) | | 釜場（ポンプ室） | | |
| | | | | | | |

別図2



3・5階平面図 S=1/100



4・6階平面図 S=1/100

| 避難距離 (歩行距離50m以下、重複距離25m以下とする) | |
|-------------------------------|-------------------|
| 1階 (歩行距離・重複距離) | 2階 (歩行距離・重複距離) |
| ① 22.100m・15.151m | ① 22.100m・15.151m |
| ② 17.600m・14.575m | ② 17.600m・14.575m |
| | |
| | |

| | | | |
|------------------------------------|------------|------------|---------------------|
| 凡 例 | 鉄筋コンクリート | 床下点検口 600角 | 視覚障害者誘導用ブロック (線状) |
| | 軽量鉄骨下地間仕切 | 避難ハッチ | 視覚障害者誘導用ブロック (点状) |
| ECP t=60 | RD ルーフドレン | (消) | 消火器設置位置を示す (ABC10型) |
| 床下ピット範囲 | マンホール 600φ | | |
| (50) FLからのレベルを示す (特記なき限りL±0とする) | サボ (ポンプ室) | | |